

特集：大規模災害と警察

～震災の教訓を踏まえた危機管理体制の再構築～

特集に当たって

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大規模となる「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」が発生し、最大で震度7を観測するなど各地を激しい揺れが襲いました。また、この地震により生じた高い津波が東北地方の太平洋沿岸を始めとする広い地域に押し寄せ、原子力発電所における事故等を引き起こし、政府は、この地震によってもたらされた災害を東日本大震災と命名しました。

警察では、発災以来、被災県警察を中心に全国警察から多くの応援部隊を派遣して全国警察一体となった体制を確保し、厳しい環境の中で、被災者の避難誘導や救出救助、原子力災害への対応、各種の交通対策、行方不明者の捜索、検視・身元確認、被災地における安全・安心の確保といった幅広い活動に取り組んできました。

東日本大震災による全国の死者は1万5,859人（余震による死者を含む。）、行方不明者は3,019人（24年6月4日現在）に上るなど、本震災は正に未曾有の大災害であり、極めて広範囲かつ甚大な被害をもたらしており、復旧・復興に向けた取組は今後とも継続していかねばなりません。その一方で、地震だけでなく、大雨、台風、強風及び高潮等の様々な自然災害の脅威に直面する我が国においては、今後いつどのような災害が発生するか分からないことも事実です。

こうした状況にあっては、本震災からの復旧・復興を進めるための取組を着実に進めると同時に、本震災における様々な措置を検証し、その反省及び教訓を今後の各種施策に確実に反映させることが重要です。

このような考えから、警察では、23年11月に災害対策検討委員会（委員長：警察庁次長）を設置し、同委員会を中心として大規模災害における警察措置について具体的な検討を行い、各種施策に反映してきました。とりわけ、全国規模での部隊運用を想定した広域的な災害対処体制の強化、各種部隊の災害対処能力の向上、関係機関・団体との連携、大規模災害が発生した際に迅速・確実に活動するための業務継続体制の確立については、確実に成果を上げてきています。そして、これらの取組は、警察を災害時に一人でも多くの国民を守り、被害を少しでも減らすことができる組織とするために、現在も進行中です。

この特集では、まず、本震災における警察の措置及びその検証について述べ（第1節）、続いて、災害対策検討委員会での議論等も踏まえて現在推進している災害に対する危機管理体制の再構築のための諸対策について記述しています（第2節）。本震災に伴う警察の活動、ひいては災害における警察の役割について認識を深めていただき、今後とも御理解と御協力をいただくとともに、皆様一人一人が自然災害への備えについて考えていただく契機となれば幸いです。

第1節

東日本大震災における警察活動の検証

1 初期段階の警察活動

(1) 津波災害からの避難誘導

東北・関東地方を中心に、太平洋沿岸を管轄する警察本部では、地震発生直後から沿岸部の警察署に住民の避難誘導を指示した。また、海岸等に警察官を派遣して津波情報に関する広報を行い、被害が発生する危険性の高い地域において避難誘導を実施した。

しかし、防災行政無線等による避難指示が十分に届かず、警察の広報によって初めて避難する住民が少なくないなど、津波への危機意識の低さが露呈した。また、津波情報を認知していない車両や家族等の安否確認のため海岸方向に進行する車両が多数認められたため、警察官が海岸付近で避難誘導に当たった例もあった。そして、避難誘導に当たる警察官自身も、無線通話の錯綜等により警察本部や警察署の指示が浸透していなかった上、救命胴衣を着用していなかった。

その結果、津波により多くの犠牲者が発生したほか、避難誘導中に津波に飲み込まれるなどして25人の警察官の死亡が確認され、今もなお5人が行方不明となっている。



岩手県陸前高田市を襲う津波



津波に流されたパトカー

事例

Case

福島県相馬警察署の新人警察官2人は、列車に乗車していたところ地震に遭遇した。2人は津波警報（大津波）の発表を携帯電話で認知したことから、先頭と最後尾に分かれて乗客約40人を高台へ誘導し始めた。

背後から津波が迫り来る中、最後尾で誘導を実施していた警察官は、偶然通りかかった軽トラックを停車させ、足を痛め最後尾を歩いていた女性を助手席に乗車させるとともに、自らは軽トラックの荷台に乗り込み、難を逃れた。

列車は津波に飲み込まれて脱線転覆したが、乗客らは全員無事に避難することができた。



避難誘導に当たった警察官（上）
脱線転覆した列車（下）

津波災害からの避難誘導に関する主な検討課題

- ・ 避難誘導活動の主体は警察署の職員が中心となることを踏まえ、地勢的特性、人口分布、交通網等に照らした地域ごとに最適な避難所や避難経路の設定、津波の到達時間に応じた職員や装備資機材の運用等、警察署単位の活動要領をより効果的なものとする取組を進める。
- ・ 沿岸の警察署を中心として、自治体や地域住民と合同で実践的な避難訓練を行うとともに、警察署内部においても道路や通信機器が被災した場合を想定した情報伝達訓練、装備資機材の着用訓練等を反復継続して実施する。
- ・ 本震災において津波の到達予想時刻は比較的正確であったことから、到達予想時刻を避難誘導活動に従事する全ての警察官に迅速かつ確実に伝達するため、情報伝達訓練、職員の意識付け等の対策を検討する。

（2）津波災害からの救出救助

全国の広域緊急援助隊等が地震発生直後から派遣され、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察（以下「被災3県警察」という。）と一体となって被災者の捜索、救出救助活動を実施し、約3,750人の被災者を救出救助した。

阪神・淡路大震災では、倒壊家屋等からの救出救助が中心であったが、本震災では、津波による家屋の損壊、がれきや土砂の山積、浸水等の被害が広範囲に発生し、避難した多くの住民等が孤立する中での救出救助が中心となった。

活動に当たっては、災害救助犬やエンジンカッター、ボート、ロープ、スコップ、のこぎり等の装備資機材を活用するとともに、警察用航空機（ヘリコプター）に機動隊レンジャー隊員が同乗し被災者を吊り上げるホイスト救助を行ったり、足場の悪い中、警察官が数珠つなぎとなって孤立集落から被災者を救助したりするなどの方法が執られた。



浸水地域での救出活動

事例 Case

平成23年3月20日午後4時5分頃、宮城県石巻警察署の警察官4人は、石巻市内での捜索活動中、倒壊家屋から助けを求める少年を発見した。少年から、「家の中にまだ祖母がいる」との訴えを受け、警察官が家屋に入って探索したところ、倒れたクローゼットの上で高齢の女性を発見したため、消防と共同で救出し、2人を病院に搬送した。



宮城県石巻市における救出活動

津波災害からの救出救助に関する主な検討課題

- ・ 浸水地域における救出救助活動においてホイスト救助が効果的であったことから、救助の練度を高めるための訓練を継続的に実施する。また、ボートを利用した救出救助方法等、広域な浸水を想定した救出救助方法についても検討し、訓練を継続的に実施する。
- ・ 本震災で有効性が認められた装備資機材の整備及びこれらの資機材を活用した訓練を継続的に実施する。

(3) 原子力災害からの避難誘導

福島第一及び第二原子力発電所の周辺住民等に対し避難指示等が発令されたことに伴い、警察では、同原子力発電所周辺において、住民等の避難誘導、交通整理、検問等を実施した。

また、避難指示区域内の一部の病院や老人介護施設には、自力での避難が困難な要援護者がいたが、本来、避難誘導活動の主体となる自治体の機能が麻痺していたことから、要援護者の早期避難のため、福島県双葉警察署、同県警察機動隊等が自衛隊と連携して独自に避難誘導活動を行った。

要援護者を避難させる際には、警察のバス等を活用するとともに、民間の観光バスを警察官が運転するなどして車両不足を補い、平成23年3月13日から15日未明にかけ、要援護者を県内の避難所や病院に搬送した。

なお、この度の避難誘導では、医療行為の必要な被災者や自力歩行が困難な被災者を長距離かつ一斉に搬送することが必要であったが、地震発生直後には電気通信事業者の回線が不通になるなどしたことから、避難指示の伝達や要援護者の実態把握に時間を要した。



要援護者の避難誘導

コラム ① アストゥリアス皇太子賞

23年9月、スペインのアストゥリアス皇太子財団は、科学、文化、社会の各分野において国際的に活躍し、人類に貢献しているとみなされた個人等に贈られる「アストゥリアス皇太子賞」を、危険を顧みず福島第一原子力発電所の事故対応に当たった「フクシマの英雄たち」に授与すると発表した。

授与式には、「フクシマの英雄たち」を象徴する人物として、警察、消防、自衛隊からの代表5名が出席し、警察からは、福島第一原子力発電所3号機の使用済み核燃料貯蔵プールに対する放水活動の指揮を執った警視庁職員と、事故の発生直後から、福島第一原子力発電所の所在する双葉町等を管轄する警察署長として、自力では避難が困難なお年寄りや病院の入院患者に寄り添い、最後まで現場で住民の避難誘導を指揮した福島県警察職員が出席した。



アストゥリアス皇太子賞の授与式
(アストゥリアス皇太子財団)

原子力災害からの避難誘導に関する主な検討課題

福島第一原子力発電所の事故では、発電所から半径20キロメートル圏内が警戒区域に指定され、更にその周辺地域に計画的避難区域等が設定されたことを踏まえ、今後各原子力関連施設において防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲が、大幅に拡大される予定である。これに伴い、原子力災害が発生した際に避難誘導等の措置を講じる必要が生じる住民等の数も飛躍的に増加し、同時に、措置に必要となる警察の人員・装備資機材も大幅に増加することから、これらの地域を管轄する都道府県警察において、関係機関と連携しつつ、要援護者等の居住実態を把握した上、関係機関との情報共有、地域住民への情報伝達方法や要援護者等の搬送体制、搬送手段、搬送先等を盛り込んだ原子力災害警備計画の作成・見直し、人員・装備資機材の拡充等の対策を検討する。

(4) 交通対策

① 緊急交通路の確保

警察では、地震発生直後から、道路の損壊状況等を確認するとともに、国土交通省や高速道路株式会社等から情報収集を行った。その結果、被災地域内の道路及び被災地につながる東北自動車道等が、多数の損壊箇所はあったものの、道路管理者による応急措置により、一定の交通量であれば通行が可能な状態であることが判明した。

そこで、地震発生の翌日（平成23年3月12日）には、人命救助や緊急物資輸送に必要な車両等の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、東北自動車道等の一部区間等を緊急交通路に指定した。

その後、交通規制による市民生活への影響を最小限にとどめるため、高速道路の補修状況等を踏まえ、交通規制の実施区間を順次縮小し、残る規制区間においても大型車等を規制の対象から除外するなどした。そして、同月24日には、主要高速道路の交通規制を全面解除した。

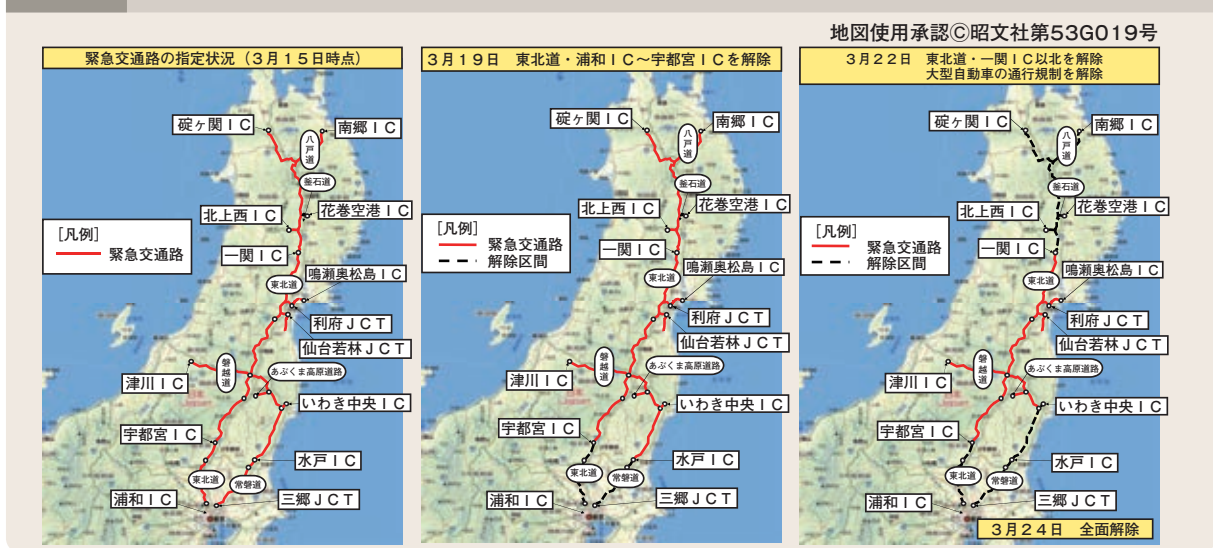
図-1 緊急交通路の指定及び解除経過

- 高速道路中心に広範囲に指定。順次解除。
- 3/12 緊急交通路指定
(東北道、常磐道、磐越道等)
- 3/16 一部解除 (常磐道水戸以南)
- 3/19 一部解除 (東北道宇都宮以南)
- 3/22 一部解除 (東北道一関以北)
⇒ 道交法の規制に切替え
(大型車等は標章なしで通行可)
- 3/24 全面解除 **【12日間】**



東北自動車道矢坂ICでの流入規制

図-2 緊急交通路の指定及び解除の経過（高速道路部分）



② 緊急通行車両確認標章の交付

緊急交通路の指定に伴い、警察では、通行に必要な緊急通行車両確認標章^(注)の交付を行った。指定当初は公的機関の災害応急対策、政府の緊急物資輸送への協力、食料、医薬品、燃料等の輸送を行う車両への交付を最優先としたが、道路の補修工事の進捗や被災地の状況の変化等を踏まえ、交付対象を柔軟に拡大した。また、手続の簡素化による迅速な交付にも努め、特にタンクローリーに対しては、警察署に加えて、高速道路のインターチェンジでも交付を行った。

交通規制が全面解除された3月24日までの12日間で、合計16万3,208枚の標章を交付した。

注：災害対策基本法施行令第33条第2項に規定する標章をいう。

③ 信号機の滅灯対策

地震や津波により、信号機等の交通安全施設等にも柱の損壊、機器の水没等の被害が発生し、特に被害の大きかった被災3県^(注1)では692基の信号機が損壊し、そのうち440基が滅灯^(注2)した。また、3月14日から東京電力株式会社の管内において計画停電が実施された際にも、最も多い日で約2万200か所の信号機が滅灯した。

警察では、主要な交差点に警察官を配置し手信号等による交通整理を行うなどして対応した。また、被災地における信号機の復旧工事を進め、24年3月には、まちづくり・復興に合わせて後日復旧することとしているものを除き、全ての信号機の滅灯を解消した。



倒壊した信号機



信号機が滅灯した交差点における交通整理

派遣部隊員の声 ①「安心」を与えた交通整理

山口県警察本部交通部高速道路交通警察隊 野村英之 巡査部長

被災地に派遣され、宮城県塩竈市の四差路交差点での交通整理に従事中、体の不自由な男性が私の目の前で道路を横断し始めました。この交差点はがれき運搬車両等の交通量が多く、安全を確保するためには誘導した方が良く判断し、車両の通行を止めるなどの措置を執りました。近くの店舗での用事を済ませた男性は、「ありがとう」と言って会釈をし、帰っていきました。その後、この男性はこの付近を通行する際にはいつも、私たちが交通整理をしている交差点で横断するようになり、私たちの交通整理が住民の方々々に安心を与えているのだということを実感しました。

交通対策に関する主な検討課題

- ・ 緊急交通路の指定・解除の過程において、道路の損壊状況の把握や高速道路の出入口等で検問に当たる各都県警察の体制の調整にやや時間を要したことなどから、大規模災害の種別ごとに被害想定を設定の上、広域的な交通規制計画を策定する。
- ・ 本震災の対応を踏まえ、緊急通行車両の事前届出制度の見直しや交通規制の在り方の整理を行う。
- ・ 滅灯した信号機のある全ての交差点に警察官を配置することは困難であることなどから、災害時の停電に伴う信号機の機能停止を防止するため、予備電源として信号機電源付加装置の整備を推進する。

注1：福島県の警戒区域を除く。

注2：信号が表示されない状態をいう。

（5）通信指令

被災3県警察では、地震発生直後から、救助要請や情報提供、安否確認、照会、ツイッター等を閲覧してその内容を連絡したものなど様々な110番通報が殺到した。その結果、110番通報については、平成22年中の1日当たりの平均通報件数と比較して、最大5倍以上の件数を受理したほか、現場活動中の警察官からの無線による報告も急増したため、全ての通信指令課員に加え、他課からの応援要員により体制を強化し、救助要請、安否確認、被災状況の問合せ等に対応した。

現場活動中の警察官等が一斉に情報発信等のための通話を行うため、無線通話に著しい障害が生じるなど、受理した110番通報等に関する情報の伝達や情報収集の際に支障を来した事例があった。



通信指令室

表-1 110番通報受理状況（平成23年3月11日～16日）

		平成22年	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日
		(1日平均)						
岩手県警察	受理件数(件)	110	403	478	421	301	257	216
	指数	1	3.7	4.3	3.8	2.7	2.3	2.0
宮城県警察	受理件数(件)	329	1,096	1,893	969	1,099	935	858
	指数	1	3.3	5.8	2.9	3.3	2.8	2.6
福島県警察	受理件数(件)	244	443	415	669	562	496	398
	指数	1	1.8	1.7	2.7	2.3	2.0	1.6

注：「指数」は、平成22年における1日当たりの110番受理件数を1とした。

地震発生当時、「松の木にしがみついている」、「トラックの屋根の上にいる」など、現場一帯が津波で水没していることをうかがわせる通報が相当数あり、通報場所の特定が困難であったほか、救助要請も多数に上った。

通信指令に関する主な検討課題

- ・ 災害発生直後から110番通報等や無線通話が増加することから、大規模災害の発生時には通信指令業務を担当する要員を増強する。
- ・ 停電や施設の倒壊等により、通信指令施設等が使用できなくなる可能性を踏まえ、耐震強度の確認、非常用電源の点検等の対策を講じる。
- ・ 現場で住民の避難誘導等に従事する警察官に対し、津波の到達予想時刻等具体的な情報を反復して伝達する。

(6) 警察用航空機の運用

被災3県警察では、地震発生直後から警察用航空機を運用し、被害状況や津波に関する状況の把握や住民への避難広報に努めるとともに、ヘリコプターテレビシステムにより被災地の状況を警察庁、首相官邸、被災県警察の災害警備本部、警察署等にリアルタイムで伝送した。

本震災では、被災3県警察に対して、地震発生直後から平成23年5月11日までの間に、35都道府県から延べ834機が派遣・運用され、機動隊レンジャー隊員と連携した孤立被災者の救出救助や捜索活動、病院等への搬送や、避難所や病院で必要となる食料、医薬品、毛布等の生活必需品等の搬送、全国からの派遣部隊員や無線機の搬送等に従事した。



警察用航空機から撮影した津波



宮城県で活動する三重県警察及び静岡県警察の警察用航空機



警察用航空機による救出活動

事例 Case

平成23年3月12日、警視庁の警察用航空機は、被害状況の把握のため岩手県大槌町上空を飛行中、小学校の校庭に描かれた「SOS」の文字を発見し、けが人等3名を救助し、病院に搬送した。

警察用航空機の運用に関する主な検討課題

- ・ 応援派遣機受入れのための調整や情報の集約・整理、駐機場の確保等の業務のための支援要員をあらかじめ指定するとともに、燃料・駐機場等を確保しておく。
- ・ いかなる状況下でも救助や物資搬送を円滑に行うため、継続的な訓練を実施する。
- ・ 被災地には、警察以外にも自衛隊、消防、海上保安庁等の航空機が多数派遣されることから、衝突防止等、航空機の活動の安全を確保するための関係機関との連携を行う。
- ・ 停電や格納庫の被災によって、航空隊施設が使用できなくなる可能性を踏まえ、耐震強度の確認、非常用電源の点検等の対策を講じる。

（7）警察の情報通信

本震災では、電気通信事業者の回線が不通になったり、携帯電話が通話困難になったりする中、警察が独自に整備・維持管理している各種の警察無線等が、被災状況の把握、被災者の避難誘導、救出救助、行方不明者の捜索等を行う上で、重要かつ不可欠な情報の収集・伝達手段となった。警察では、地震発生当初から通信対策を行い、必要な情報通信を維持・確保した。

① 警察通信施設の機能の維持

ア 被災した警察通信施設への対応

震災によりデータ通信に利用していた電気通信事業者の専用回線が途絶し、多くの警察通信施設が被災したことから、警察活動に必要な情報通信が途絶しかねない事態が発生した。

警察では、無線中継所に代替用のアンテナを臨時に設置したり、無線多重回線のデータ通信容量を増加させたりすることにより、必要な情報通信を維持した。

イ 警察通信施設への給電対策

地震発生直後、東北・関東地方で、多くの警察通信施設が停電となった。その後も被災地を中心に電力の供給が不安定となる中、警察では、非常用発電機の活用により無線中継所の電力を確保するとともに、山頂付近の無線中継所まで、徒歩で非常用発電機の燃料を搬送し給油を続けるなどして、警察通信施設の機能を維持した。



無線中継所に設置した代替用アンテナ



無線中継所への燃料の搬送

コラム ② 避難指示の伝達

福島第一原子力発電所の事故では、原子力緊急事態宣言に基づく周辺住民に対する避難指示に関し、防災行政無線による自治体への避難指示等の到達が未確認であったことから、確実を期すために、警察無線を活用して警察官が自治体に伝達し、住民の早期避難に貢献した。

② 機動警察通信隊の活動

警察では、ヘリコプターテレビシステムや衛星通信システム等を運用し、被災状況の把握、被災者の避難誘導等に必要映像を、警察庁、首相官邸、災害警備本部、警察署等にリアルタイムで伝送した。

また、被災した警察署の代替施設等における通信手段を確保するため、臨時の無線中継所の構築、各種通信機器の設置・設定等を行った。さらに、各都道府県の情報通信部から通信資機材、非常用発電機を被災地に集めるとともに、派遣された機動警察通信隊がそれらの資機材を運用して、広域緊急援助隊等の活動を行う上で必要な通信を確保した。



被災現場の映像を伝送する機動警察通信隊員

派遣部隊員の声 ②全国警察をつなぐ通信を実感

和歌山県情報通信部機動通信課 鈴木哲也 技官

地震発生日翌日の3月12日深夜、現地に到着した私の目に入ってきたのは、停電のため街灯や信号機の光一つ無く辺りが真っ暗な光景でした。その中で、被災状況や各部隊の活動状況を刻々と告げる警察無線が鳴り響いており、20人余りの部隊員のうち警察通信職員として帯同したのは私一人という中で、改めて身が引き締まる思いでした。

私の仕事は、広域緊急援助隊の帯同職員として、津波で流された野田村での救助活動や行方不明者の捜索活動等の部隊活動を警察通信の確保によって支えることでした。部隊活動中は活動現場と災害対策本部で緊密な連絡を取り合う必要がある中、携帯電話が使用できない場所であっても、各種通信機器を活用し通信を確保することができました。

また、活動中には、余震発生による津波警報の避難指示が警察無線によって度々出され、この指示は警察官を通じて地域住民にも告げられました。警察の「命綱」のみならず被災者の「命綱」ともなっていた警察無線を心強く感じ、警察通信に携わっていることへの誇りを感じました。

この度の部隊活動に携わることができた経験を大きな糧に、今後も警察通信の確保・維持に力を尽くしていきたいと思えます。



臨時に通信機器を設置する機動警察通信隊員

③ 救出救助、捜索活動等における情報通信技術の活用

警察では、様々な情報通信技術を活用して、迅速かつ的確な救出救助、捜索活動等に取り組んだ。

入手した被災前後の衛星画像について、鮮明化したり道路位置情報を付加するなどの画像処理を施し、被災状況の把握、被災者の救出救助計画の検討等に活用した。また、大量の行方不明者に関する情報を警察情報管理システムに迅速・簡易に登録するプログラムを導入するとともに、身元不明遺体が所持していた携帯電話の解析等によりその身元を特定するなど、情報通信技術を活用して行方不明者の捜索及び身元不明遺体の身元確認の効率化を推進した。

警察情報通信の維持に関する主な検討課題

- ・ 相当数の無線中継所が補修又は建て替えを必要とするほどの被害を受けたことから、無線中継所の耐震性の向上等に取り組む。
- ・ 被災地周辺では、電気通信事業者の専用回線が途絶し、燃料不足となる中、一部の無線中継所において長期間の商用電源の停電が発生した。これを踏まえ、どのような事態が生じても災害現場の警察活動に必要な情報通信を維持できるよう、警察基幹通信網の高度化、機動警察通信活動の機動力の向上等、情報通信基盤のより一層の耐災害性・機動性の向上に取り組む。

（8）その他の活動

① 帰宅困難者対策

地震の発生に伴い交通機関が不通となり、首都圏の主要な駅や施設で、多くの帰宅困難者が発生した。警察では、主要駅等において、管轄する警察署の警察官及び機動隊員を派遣し、管理者との連携の下、公共交通機関の運行状況や一時避難先の公的施設等に関する情報提供、交通整理・誘導、警戒・警ら等の活動に従事した。

帰宅困難者対策に関する主な検討課題

公共交通機関や大規模集客施設において大量の帰宅困難者が発生した場合を想定し、帰宅困難者に対する情報伝達や物資の供給、収容施設の確保等について、自治体及び事業者との間で情報共有や役割分担を定め、訓練を実施する。



帰宅困難者の滞留及び交通渋滞の状況



機動隊による駅改札での交通整理

② 震災後の留置管理業務

警察署の留置施設（43施設）に收容され、又は地方検察庁の同行室（7施設）に在所するなどしていた12道県の被留置者356人について、高台の公園等へ一時避難の措置を執り、被留置者の生命、身体の安全の確保に努めた。

その後、岩手県及び宮城県内の沿岸部の警察署の留置施設（6施設）に收容されていた被留置者28人を内陸部の警察署の留置施設へ移送したほか、福島第一原子力発電所の事故に伴い、福島県内の警察署の留置施設（2施設）に收容されていた被留置者4人について、他の警察署の留置施設へ移送した。

なお、今回の震災により被留置者が死亡又は負傷した事例はなかった。

留置管理業務に関する主な検討課題

- ・ 被留置者の避難や移送を的確に行うため、大規模な津波の襲来等広範囲な災害を想定して、避難場所、護送体制等、従来の計画を見直す。
- ・ 災害時においても、被留置者の処遇が適切に行われるために十分な装備資機材、食料・飲料水等の備蓄を見直す。
- ・ 災害時における移送等を的確に行うために、検察庁等関係機関と事前に十分な協議をしておく。

2 行方不明者・死者への対応

(1) 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索に際しては、多数のがれき、土砂の山積、津波による浸水等が活動の妨げとなったほか、夏冬の厳しい気候、空気中に漂うがれき等の粉じんにより、過酷な環境下での搜索活動を余儀なくされた。

被災3県警察には、平成24年6月4日までに、延べ約26万1,000人が派遣され、沿岸部を中心に搜索を行い、約1万5,800体の遺体を発見・収容した。

特に、福島第一原子力発電所周辺地域では、放射線被ばくの危険性から、発災直後は大規模な搜索活動を行うことができなかった。しかし、原子力安全委員会や原子力安全に関する専門家の見解等を踏まえ、放射性粉じん用防護服等を着用すれば搜索活動を安全に行うことができると判断し、23年4月7日、福島県警察と警視庁の派遣部隊は、他に先駆けて、福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏内において大規模な搜索を開始した。さらに、4月14日には、半径10キロメートル圏内においても、他に先駆けて大規模な搜索を開始した。

警察では、24年6月4日までに、福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏内で356体の遺体を発見・収容している。



過酷な環境下での搜索活動



福島第一原子力発電所周辺における搜索活動

行方不明者の搜索に関する主な検討課題

- 放射線の影響が懸念される地域、津波により浸水した地域や大量のがれきが山積する地域で行うこととなった搜索活動では、とび口等の持ち運びが容易で扱いやすい資機材、釘の踏み抜き等による受傷事故を防止するためのインソール、放射線量が高い環境下での活動を行うための資機材、重機等が活用されたことから、これらの装備資機材の整備を進める。
- 大規模災害発生時には、自衛隊、消防、海上保安庁等の関係機関と合同で搜索活動を行うことが想定されることから、連絡窓口の設定、役割分担の確認、合同訓練の実施等、効率的に活動するための対策を講じる。



搜索時に活用した資機材

（2）検視、身元確認等

① 検視等

犠牲者の遺体は、警察において検視等を行い、身元を確認した上で遺族に引き渡すこととしたが、大規模災害時には、被害規模を正確に把握する上でも、また、犠牲者の遺体を少しでも早く、確実に遺族のもとに返すためにも、こうした活動は非常に重要となる。特に多くの遺体が収容された被災3県警察には、全国の都道府県警察から1日当たり最大497人の広域緊急援助隊（刑事部隊）が派遣され、医師や歯科医師の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行った。

これらの活動は、断水や停電等の厳しい条件の中、遺体の全身に付いた泥を川やプールからくみ上げたわずかな水で丁寧に洗い落とし、少ない照明の下で身元特定に資する手術痕や痣^{あざ}等を確認するなど、細心の注意を払いながら行われた。



検視等の実施状況



遺体の安置状況

表-2 検視、身元確認等の実施状況（平成24年6月4日現在）

県	区分	遺体収容数(体)	身元確認数(体)	遺族引渡数(体)
岩手県		4,671	4,568(97.8%)	3,690(79.0%)
宮城県		9,515	9,313(97.9%)	7,780(81.8%)
福島県		1,605	1,601(99.8%)	1,216(75.8%)
3県合計		15,791	15,482(98.0%)	12,686(80.3%)

注：（ ）内は遺体収容数に占める比率を示す。

② 身元確認

遺体の身元を明らかにするためには、その所持品や発見場所から氏名や住所を特定することや、遺族等の対面による遺体確認等が必要となるが、今回の震災に伴い収容された遺体は、津波に飲み込まれて居住地等から相当離れた場所で発見されたり、所持品等が失われたりしているケースや、家族全員が罹災し、遺体確認が困難とみられるケースも多く、身元確認が難航した。

このため、警察では、事後の身元確認に備え、検視等に際して遺体の指紋、掌紋及びDNA型鑑定資料の採取や歯牙形状の記録を徹底して行うとともに、遺体安置所に遺体の写真やその着衣、性別、身体特徴等の情報を掲示し、被災3県警察のウェブサイトにもこれらの情報を掲載するなど様々な取組を行った。



県警察ウェブサイトにおける身元不明遺体に関する情報提供

また、津波により家屋等が流失、倒壊し、DNA型鑑定等のための行方不明者本人に直接関係する資料の入手が困難であったことから、これら資料の多角的な収集や行方不明者の家族からDNA型の親子鑑定的手法^(注)の活用を図るための資料の収集等を行う身元確認作業支援部隊を派遣したほか、日本赤十字社の協力により、行方不明者の献血した血液検体の提供を受けるなどした。

コラム ③ 阪神・淡路大震災における犠牲者の死因等との違い

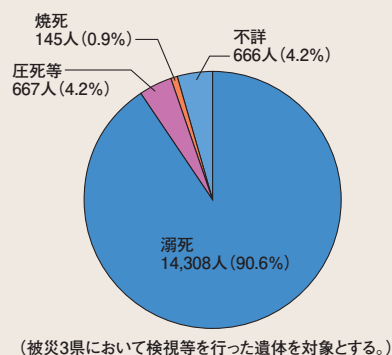
東日本大震災における犠牲者の死因は、津波に巻き込まれたことによる溺死がほとんどであり、多くの遺体が居住地等から相当離れた場所で発見されている。これに対し、阪神・淡路大震災における犠牲者の死因は、倒壊家屋の下敷きによる窒息死・圧死がほとんどであった。このことから、阪神・淡路大震災では、発生直後から収容遺体の身元確認率が9割を超えていたのに対し、東日本大震災では、同等の身元確認率に至るまで約4か月を要するなど、身元確認の進捗に大きな違いがみられた。

図-3 東日本大震災と阪神・淡路大震災との比較

■は、東日本大震災(被災3県)、□は、阪神・淡路大震災の数値。

	発災後3日	1週間	10日	1か月	3か月	4か月	6か月
収容遺体数(体)	1,988	6,855	8,593	13,051	15,346	15,480	15,714
身元不明遺体数(体)	1,147	3,842	4,511	2,141	1,982	1,496	1,093
身元確認率(%)	42.3	44.0	47.5	83.6	87.1	90.3	93.0
	97.8	98.3	99.3	99.5	99.8	99.8	99.8

図-4 東日本大震災における死因(平成24年3月11日現在)



検視、身元確認等に関する主な検討課題

- 本震災においては、津波により多くの建物が損壊したことに加え、多数の遺体が長期にわたり発見・収容された。このため、あらかじめ指定していた検視・遺体安置所の多くが使用できなくなり、確保できた施設についても許容量を超える遺体の収容により移転を余儀なくされるなどしたことから、被害想定を踏まえ、災害発生時の利用可能性を十分考慮した上で、検視・遺体安置所の確保を図る。
- 医師・歯科医師による積極的な協力もあり、検視等はおおむね円滑に遂行されたが、長期間の対応が必要となったため、検視用資機材の不足や広域緊急援助隊(刑事部隊)の人員の確保等に困難を来したことから、検視用資機材の備蓄や広域緊急援助隊(刑事部隊)の運用方針を見直す。
- 身元確認については、手掛かりとなる所持品が少なかったことなどにより難航したため、DNA型の親子鑑定的手法等の新たな身元確認方法の導入や身元確認作業支援部隊の運用を図ったが、これらの取組があらかじめ体系的に確立され、発災直後から運用されていれば、より多くの遺体を早期に遺族のもとに返すことができた可能性もあることから、より効果的な身元確認方法等について検討する。

注：身元不明遺体のDNA型と行方不明者の家族等血縁者のDNA型を照合し、親子等の血縁関係に矛盾がないかを判別する方法

（3）行方不明者相談への対応

① 行方不明者相談ダイヤルの開設等

被災3県警察は、全国から寄せられる被災者の親族等からの行方不明者に係る相談に対応するため、「行方不明者相談ダイヤル」を開設し、その電話番号をウェブサイト、新聞等に掲載するなどして周知を図るとともに、衛星電話を活用するなどして相談受理体制を強化した。

これと並行して、相談ダイヤルに寄せられた行方不明者に係る相談情報と被災者の情報とを照合したり、警察に寄せられた相談に係る行方不明者の一覧を被災3県警察のウェブサイトに掲載して行方不明者本人からの連絡を呼び掛けたりするなどして、安否確認を推進した。



行方不明者相談ダイヤルの受理

② 外国人に係る相談への対応

行方不明者相談ダイヤルでは、外国人からの相談に対応するため、通訳を確保した。

また、在日大使館等から寄せられた外国人の行方不明に係る相談については、外務省がその情報を集約した上で、警察庁を通じて関係都道府県警察に提供するなど、外務省と警察が連携を図りつつ対応した。

③ 行方不明者の死亡届に添付する書面の発行等

行方不明者の親族等からの求めに応じ、東日本大震災により行方不明となっている旨の届出がなされており、これまでの警察活動において発見に至っていない旨の書面を発行するとともに、遺族年金等の審査事務を行う機関等からの、警察への届出の有無についての照会に対応するなどした。

行方不明者相談への対応に関する主な検討課題

- ・ 同一の行方不明者について複数の県警察に相談がなされた場合に相談情報の重複を長期間解消できないなど、行方不明者に係る相談情報の整理が円滑に行われなかったことから、行方不明者の相談情報を受理する際の様式について、全国統一を図る。
- ・ 検視で用いられる身元不明遺体に関する情報登録と、行方不明者に関する情報登録について、様式の統一がなされていないため相互のデータ照合が円滑に行われなかったことから、行方不明者の相談情報を受理する際の様式について整備する。

3 被災地における安全・安心の確保

(1) 被災地における犯罪抑止対策

① 被災地の犯罪情勢

被災3県における刑法犯の認知件数は全般的に減少したものの、沿岸地域において津波による甚大な被害が発生し、多くの住民が避難したために民家や店舗等への侵入が容易になったことから、発災当初、これらの民家や店舗等を狙った窃盗事件が多発した。

また、福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏内の警戒区域や計画的避難区域等においては、避難者が家財等を自宅や店舗等に残したまま避難し、町全体が無人と化したため、空き巣や出店荒し等の窃盗事件が多発した。

② 地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動

被災地における犯罪の発生を抑止し、地域の安全・安心を確保するため、被災3県警察は、地域警察特別派遣部隊（1日当たり最大警察官449人、パトカー210台）とともに、警戒・警ら活動を推進した。

③ 閉鎖施設等に対する防犯対策の強化

震災により閉鎖した金融機関、コンビニエンスストア等のATMや金庫から現金等を窃取する事件が発生したことから、警察庁から金融機関等に対して、管理強化や現金の早期回収を要請した。また、金融庁、関係金融機関等と「『被災地等における安全・安心の確保対策』にかかる連絡会議」を開催し、コンビニエンスストア等に設置されたATMの防犯対策の強化について申合せを行った。

④ 警備業者との連携

全国警備業協会や各都道府県の警備業協会の呼び掛けに応じた全国の警備業者が、多数の警備員をボランティアとして動員し、警察との連携の下、被災地における防犯パトロール等の防犯活動を実施した。

⑤ 福島第一原子力発電所周辺における活動

警戒区域の設定（平成23年4月22日）に伴い、関係者以外の者の立入禁止措置の実効性を確保するため、警察では、警戒区域外周の主要道路上において、24時間体制での検問を行っている。また、警戒区域内への一時立入り（同年5月10日～）に伴い、住民を乗せたバスの先導、立入区域周辺における警戒・警ら活動等、住民の一時立入りに対する支援活動を行っている。

加えて、大半の住民が避難した福島第一原子力発電所の周辺地域では、空き巣や出店荒し等の侵入窃盗の認知件数が大幅に増加した。このような状況も踏まえ、福島県警察では、同年6月2日以降、特別警備隊を編成して重点パトロールを行うなど、警戒体制を強化している。



地域警察特別派遣部隊のパトロール



警戒区域外周における検問

（2）震災に便乗した犯罪の取締り

① 初動捜査等

被災3県警察は、特別機動捜査派遣部隊（1日当たり最大警察官92人、捜査用車両23台）とともに活動し、犯罪発生時の初動捜査等を的確に行い、犯罪の取締機能を回復、維持した。同部隊は、平成23年4月13日から被災3県警察に派遣され、24年6月4日までに、強盗、窃盗等、235件、278人を検挙した。



警戒区域内での活動状況

② 震災に便乗した悪質商法、詐欺等への対策

震災や原子力発電所の事故に便乗した悪質商法、義援金等の名目の詐欺、被災者に対する生活資金や事業資金の融資保証名目の詐欺等が全国各地で発生している。24年6月4日までに、こうした震災に便乗した悪質商法等について16事件、詐欺について70件を検挙した。

警察では、震災に便乗した悪質商法、詐欺等の発生を受け、関連情報の収集や消費生活センター等の関係機関・団体との情報共有を行った上で、取締りの徹底を図るとともに、被害の拡大を防ぐため、政府広報、ウェブサイト等を利用した広報啓発活動、口座凍結のための情報提供等を推進している。

事例 1

Case

自営業の男（50）らは、23年3月、医薬品を販売する許可がないにもかかわらず、「体内に侵入した放射性物質を吸着し、尿と便に混ぜて排泄します」などと放射性物質の体外排泄効果をうたって医薬品を販売するなどした。同年4月、2人を薬事法違反（医薬品の無許可販売等）で逮捕した（警視庁）。

事例 2

Case

自営業の男（53）は、23年3月、マスコミ関係者を装って高齢者宅等に電話をかけ、「今回の東北地方の地震大変ですよ。寄付金を集めています」などと告げて、被災者への義援金名目で現金をだまし取ろうとした。同月、同人を詐欺未遂罪で逮捕した（警視庁）。

③ 復旧・復興事業からの暴力団排除の取組

復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向の把握、取締りの徹底に加え、建設業、廃棄物処理事業等の各業界団体に、契約書等への暴力団排除条項の導入の徹底を要請するなど、関係機関・団体との連携を強化している。



暴力団排除対策推進会議の開催

事例 3

Case

住吉会傘下組織幹部（62）は、23年5月、岩手県内の仮設住宅建築工事に関して、派遣禁止業務である建設業務につき労働者を派遣した。同年7月、同人を労働者派遣事業法違反（禁止業務についての労働者派遣事業）で逮捕した（岩手）。

コラム ④被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム

23年3月31日、関係省庁が緊密に連携し、被災地等における安全・安心の確保に係る総合的な対策を検討・推進するため、犯罪対策閣僚会議の下に「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」が設置され、同年4月6日、「被災地等における安全・安心の確保対策」が策定され、各種施策が推進されている。

(3) 被災者への支援

① 避難所等の訪問を通じた相談対応の強化

避難所等での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、被災者からの相談への対応、防犯指導等を行う部隊（1日当たり最大115人）が派遣され、女性警察官等が避難所や仮設住宅を訪問して活動を行った。



避難所を訪問する女性警察官

② 被災した少年への支援

被災地では、被災によって少年が大きな精神的打撃を受けているほか、保護者を亡くす、家庭の経済的基盤を失うなど、少年が置かれている環境が不安定化していることから、少年補導職員等の巡回による少年相談、継続的な支援等を積極的に行っている。



少年補導職員等の活動

③ 津波により流出した金庫の取扱い

被災3県警察の警察署では、津波により流出した約6,000個の金庫が拾得物として届けられたことから、遺失者を特定するため、業者に委託して金庫の開扉を順次進め、通帳、権利証等の在中物件を手掛かりに遺失者の特定やその所在を確認し、金庫内に在中していた現金の99.8%を所有者に返還した（平成24年5月10日現在）。



拾得された金庫

④ 運転免許手続に関する対応

ア 運転免許証の有効期間の延長等

震災発生日以降に運転免許証の有効期間が満了する被災者については、有効期間を延長するなどの措置を講じた。

イ 運転免許証の再交付の推進

本震災では、運転免許センター等も被災したが、運転免許証が自動車等の運転の際に必要であること、身分証明書として有用であることに鑑み、業務の復旧に努めた結果、23年4月3日までは全ての県において運転免許再交付業務を再開した。また、再交付申請の際に必要な写真を警察で撮影するほか、住所地を離れて避難生活を送っている被災者に対しては、避難施設等の責任者等が作成する居住証明書による再交付申請を受け付けるなど、被災者の負担軽減に努めた。特に、岩手県警察及び宮城県警察においては、被害の大きかった沿岸部を中心に、再交付申請のための臨時窓口を、小中学校や市民会館等に設置した。



臨時窓口における申請者への説明

4 警察の対処体制

(1) 初動体制の確立

① 警備本部の設置

警察庁では、地震発生に伴い、平成23年3月11日午後2時46分に警備局長を長とする警察庁災害警備本部を設置した。その後、首相官邸が緊急災害対策本部を同日午後3時14分に設置したことを受け、同時刻に長官を長とする警察庁緊急災害警備本部を設置した。また、全都道府県警察において、地震発生直後に警察本部長を長とする災害警備本部等を設置した。

② 関係機関との連携

警察では、地震発生直後から関係機関に要員を派遣し、情報の収集及び共有、対応の協議等を行った。警察庁では、首相官邸に設置された官邸対策室に幹部職員を派遣したほか、地震発生当日に被災地に派遣された政府調査団、原子力安全・保安院等にも職員を派遣し、連絡調整に当たった。また、都道府県警察においては、都道府県や市町村に連絡要員を派遣することなどにより、関係機関との情報共有が進められた。



官邸に入る中野国家公安委員会委員長（当時）
（23年3月11日・時事）

コラム ⑤ 水素爆発の第一報

23年3月12日午後3時36分、福島第一原子力発電所1号機で水素爆発が発生した。

警察では、爆発の直後に、現場付近で活動していたパトカーからは「原発から白い煙が出ている」旨の無線報告を、ヘリからは「上空から見ると原発建屋部分が壊れ、内部が見える状態である」旨の無線報告を受け、事態を認知した。この情報は福島県警察から直ちに警察庁に報告され、オフサイトセンターに照会したところ「原発からの報告はない」との回答を得たが、首相官邸に報告した。この一報が福島第一原子力発電所1号機における水素爆発に関する官邸への第一報となった。



福島第一原子力発電所1号機
（東京電力株式会社）

③ 警察施設の損壊、ライフラインの途絶への対応

被災3県警察を始めとする各県警察においては、地震及びそれに続く津波による警察庁舎の損壊やライフラインの途絶等により、地震発生直後の警察活動に支障が生じた。具体的には、福島県警察で警察本部庁舎が地震により被害を受けたため、災害警備本部機能を移転させたほか、連絡手段の途絶等により地方自治体との連絡調整が困難となった。発電用や車両用の燃料が不足したり、警察職員のための食料・飲料水、被服、仮眠場所等が不足するなどの事態が発生した。



津波に襲われる岩手県釜石警察署

本震災の影響により、24年6月4日現在も福島県警察本部東分庁舎、岩手県釜石警察署、宮城県気仙沼警察署及び南三陸警察署のほか、岩手県大船渡警察署高田幹部交番等42交番・駐在所が使用不能となっている。

表-3 東日本大震災及び阪神・淡路大震災における警察施設の被害状況（24年6月4日現在）

		警察本部の被害	警察署の被害	交番・駐在所の被害
東日本大震災	岩手県警察	無	14 署	56 所
	宮城県警察	有	24 署	134 所
	福島県警察	有 (本部及び1分庁舎)	20 署 4 分庁舎	58 所
	合計	有 (2県警察本部及び1分庁舎)	58 署 4 分庁舎	248 所
大震災 阪神・淡路	兵庫県警察	有 (本部及び3分庁舎)	38 署	237 所

初動体制確立に関する主な検討課題

- ・ 本震災においては、平素から災害発生時における初動体制の確立を図るための訓練を実施していたこと、執務時間内の地震発生であったことなどから、速やかに体制を確立して対応を行うことができたものの、夜間や休日等の執務時間外に災害が発生した場合に備えて職員への連絡、警備本部要員の参集等の体制確立方法等の再確認を徹底する。
- ・ 警察庁舎の全壊、ライフラインの途絶等といった甚大な被害が発生した場合であっても、警察活動を迅速かつ的確に推進できるよう、災害警備本部の移転を含むバックアップ体制の確保、食料・飲料水等の備蓄の拡充の検討等を含め災害発生に備えた業務継続体制を見直す。
- ・ 警察庁においては、幹部による対応を必要とする要員派遣が多方面かつ長期にわたって行われたほか、都道府県警察においても、都道府県だけでなく、市町村にも連絡要員を派遣することの有効性が明らかになったことから、災害警備を所掌する警備部門だけでなく、他部門の職員も含めた派遣体制を構築する。

(2) 部隊の編成及び運用

① 部隊の編成

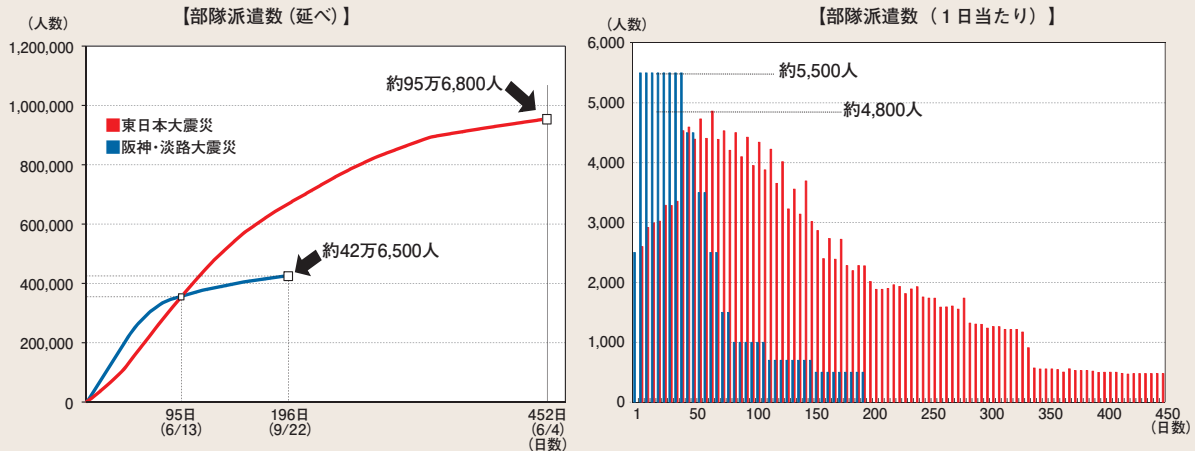
被災3県警察では、震災発生直後から震災対応のための臨時の勤務体制をとり、投入可能な最大限の職員をもって対応に当たった。また、それ以外の都道府県警察も、被災3県の県公安委員会からの援助の要求を受け、広域緊急援助隊を始め、機動隊、管区機動隊、地域警察特別派遣部隊、特別機動捜査派遣部隊等を派遣した。その数は、延べ約95万6,800人（平成24年6月4日現在）、1日当たり最大約4,800人に上る。

このように警察では、全国警察が一体となって、自衛隊、地方自治体、消防等と連携しながら、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索、遺体の検視・身元確認等、緊急交通路の確保、被災者支援、被災地におけるパトロール、犯罪取締り等を行った。

図-5 警察の体制（1日当たりの最大時）



図-6 東日本大震災及び阪神・淡路大震災における警察の部隊派遣人数（積算派遣人数）（平成24年6月4日現在）



コラム ⑥ 広域緊急援助隊

広域緊急援助隊は、7年1月に発生した阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、大規模災害発生時において迅速・的確な災害警備活動を行うため、都道府県を越えて広域的に即応できる災害対策のエキスパートチームとして、同年6月1日、全国の都道府県警察に設置された。

現在、広域緊急援助隊は、救出救助活動等を行う警備部隊、緊急交通路の確保等を行う交通部隊及び検視、身元確認等を行う刑事部隊で構成されており、平素から練度の向上を図っている。



出動する広域緊急援助隊（23年3月11日）

② 部隊の運用支援

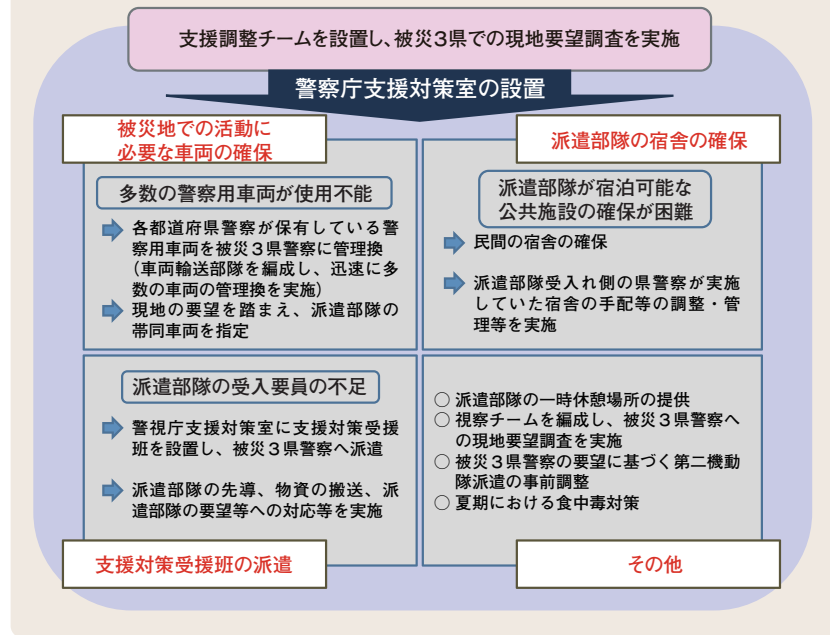
被災3県警察では、被災者の救出救助や行方不明者の捜索等に多くの職員を割り振る必要があったため、派遣部隊の運用に不可欠な部隊の受入れ、物資の調達等の業務に十分な人員を配置することができず、支障が生じていた。このため、警察庁では、23年3月31日に「支援対策室」を設置し、警視庁支援対策室との連携の下、派遣部隊の運用に関する課題に対応した。

まず、派遣部隊の受入要員の不足に対しては、警視庁支援対策室から被災3県警察に要員を派遣した。

また、派遣部隊の宿泊場所に対しては、当初想定していた公共施設の利用が困難であったことから、警察庁支援対策室が派遣部隊の要望を踏まえて直接民間宿舎を確保するなどした。

さらに、被災3県警察では、津波による車両の流出などで多数の警察用車両が使用不可能となったほか、被災地における様々な活動の実施に際し、必要な車両が不足したことから、各都道府県警察で使用している車両の管理換等を行った。その輸送に当たっては、車両輸送部隊を編成し、短期間で対応した。

図-7 警察庁支援対策室の概要



部隊の派遣に関する主な検討課題

- 本震災において、警察では、救出救助等を行う広域緊急援助隊をまず派遣し、その後被災県のニーズが明らかになるに従って、それに対応するための一般部隊^(注)を順次派遣した。一般部隊については、広域緊急援助隊とは異なり、自活能力をほとんど有していないことから、食料等の補給や移手段及び宿泊場所の確保等といった観点から部隊運用を見直す。
- これらの一般部隊については、派遣期間が長期化して、複数回の派遣となり、その要員の確保に困難を来すケースも見られたことから、部隊派遣の長期化・多様化に備えた体制等を構築する。



広域緊急援助隊の食事

注：被災3県に派遣された広域緊急援助隊以外の部隊

③ 被災3県警察に対する警察官の増員

本震災に伴う復旧・復興過程における治安事象の変化及び警察業務の増大に的確に対処するため、被災3県警察に対し、合計750人の警察官を増員することとした。

被災地においては、直ちに実働力を有する警察官を配置することが求められたことから、現に地域、交通、犯罪捜査等に従事し、事案処理能力を有する者を選抜し、平成24年2月1日付で被災3県警察に特別出向させた。

増員された警察官は、主として、仮設住宅周辺等のパトロール活動や信号が滅灯している交差点等での交通整理、震災に乗じた犯罪の取締り等に従事しており、被災者や被災地の安全・安心の確保に全力を注いでいる。

表-4 被災3県警察に対する警察官の増員数

	平成23年度 平成24年度	平成25年度
岩手県警察	130人	70人
宮城県警察	270人	175人
福島県警察	350人	295人
合計	750人	540人

平成26年度以降の増員数は、被災地の復旧・復興状況を踏まえて、今後、決定。



辞令を受け取る特別出向者

派遣部隊員の声 ③ 笑顔と安心を届ける活動を目指して

宮城県塩釜警察署地域課特別警ら係
加藤翠 巡査長 (愛知県警察から出向)

被災地の力になりたい、被災者のために活動をしたいと思い、23年7月、ボランティア活動をするために、私は初めて宮城県を訪れました。そこで見た凄惨な光景に胸が締め付けられ、言葉を失いました。「もっと被災者のために活動を続けたい」と強く思っていたところ、被災地への特別出向の募集があったことから、迷わず特別出向を希望しました。

現在、私は仮設住宅でのふれあい活動やニーズ把握活動、行方不明者の捜索活動、被災地のパトロールを中心に活動しています。

私は、今もなお不安を抱えて生活をしている方々に笑顔と安心を届けたい、という思いを胸に日々活動をしています。そして被災地に住む方々の笑顔が私の仕事の大きな原動力です。



第2節

災害に係る危機管理体制の再構築

1 東日本大震災の対応を踏まえた災害対策の検討

(1) 災害対策検討委員会の設置

警察では、これまで、災害警備計画等を策定し、随時見直しを図るなど災害に係る危機管理体制の構築に努めてきたが、今後も各種の大規模災害の発生が懸念される中、警察においては、本震災の対応を踏まえて既存の体制を再点検し、今後発生し得る災害に備えて体制を再構築することが緊急に求められるところである。

そこで警察庁では、本震災の反省・教訓や政府の各種方針を踏まえて警察庁及び都道府県警察における災害対策の見直しを幅広く検討するため、平成23年11月、警察庁次長を長とする災害対策検討委員会を設置した。

同委員会は、危機管理体制の再構築に向けて重点的に検討すべき事項を取りまとめるなど、組織横断的な検討を進めている。また、24年1月までに、全ての附属機関、地方機関及び都道府県警察においても、本部長等を長とする災害対策検討委員会を設置し、災害対策に関する総合かつ集中的な検討を行っている。



警察庁における災害対策検討委員会

(2) 災害対策検討委員会における重点検討事項

警察庁の災害対策検討委員会は、都道府県警察等に対し、既存の計画に基づく災害対策の実施状況について再確認するとともに、本震災を踏まえた被害想定の見直しを行い、業務継続計画の策定やバックアップ体制の確保等、約90項目について重点的な検討を行うよう指示した。

また、警察庁においても、首都直下地震を想定した業務継続体制の検証を進めるとともに、部隊派遣、交通規制関係等の制度の改善・見直し等を行うこととした。

図-8 都道府県警察等における重点検討事項

都道府県警察等における重点検討事項(約90項目)

- 1 初動警察措置
初動態勢の確立／通信指令／警察用航空機の運用／警察情報通信の維持／情報の収集・集約・広報／津波災害からの避難誘導／津波災害からの救出救助／原子力災害対策／帰宅困難者対策／被留置者への対応
- 2 交通の規制
緊急交通路の確保／緊急通行車両確認標章の交付／信号機の減灯対策
- 3 検視、身元確認等
遺体の取扱い／身元確認の方法
- 4 行方不明者対策
行方不明者の捜索／行方不明者情報の収集・整理
- 5 治安の維持
治安維持機能の回復／災害に便乗した犯罪の取締り／警衛・警護／計画停電への対応
- 6 被災者の支援
行政手続の特例／被災者の生活・心情への配慮
- 7 部隊の派遣
派遣部隊の招集・出動・移動／派遣元の治安の維持

図-9 警察庁における重点検討事項

警察庁における検討事項

- 1 業務継続・バックアップ体制の検証及び再構築
初動措置関係／業務継続関係／バックアップ体制関係
- 2 制度の改善・見直し
部隊派遣関係／検視、身元確認等及び行方不明者関係／交通規制関係／被災者支援関係／広報関係
- 3 関係機関・団体との協議
初動警察措置関係／交通規制関係／検視、身元確認等及び行方不明者関係／治安維持・被災者支援関係

（3）防災業務計画の改定

国家公安委員会及び警察庁は、平成23年12月の政府の防災基本計画の改定を踏まえ、24年3月に「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」を改定した。今回の改定では、これまで震災対策編の一部であった津波災害対策を独立の編として扱い、津波によって浸水が予想される地域の危険箇所・災害時要援護者等の実態把握、予想される津波到達時間等を考慮に入れた避難誘導等、津波災害対策として特記すべき事項を定めた。これにより、災害に備えての事前対策や災害発生時の対策に関し警察が執るべき措置を具体的に示し、警察における災害対策の推進を図っている。

図-10 防災業務計画の構成

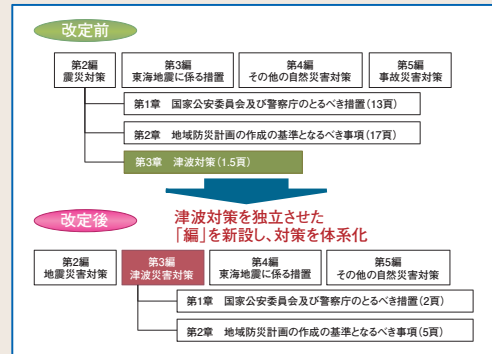


図-11 都道府県警察における津波災害対策の概要

災害に備えての措置

- 津波警報・注意報等の伝達
 - ▶ 迅速かつ正確な津波警報・注意報等の伝達のため、伝達手段の多重化及び多様化を含めた連絡・伝達体制及び設備を充実。
- 津波からの避難誘導等
 - ▶ 津波の浸水が予想される地域の危険箇所、災害時要援護者等の実態を把握。避難場所の選定及び個々の避難場所に至る避難路の複数指定を推進。
 - ▶ 防災訓練等を通じて、住民等に対し、津波に対する地勢的特性に関する知識、避難路、避難場所、避難方法等について周知徹底。
 - ▶ 高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に係る避難誘導体制を整備。
 - ▶ 津波発生時の避難は、徒歩によることを原則。やむを得ず自動車での避難せざるを得ない場合における安全かつ確実な避難方策について、市町村と検討。
 - ▶ 警察職員の運用や装備資機材の活用等の具体的な活動要領を策定。警察職員の安全を確保するため、津波到達時間内での避難誘導に係る行動ルールを策定。
- 警備体制の確立
 - ▶ 警察災害派遣隊の派遣要請が予想されることから、平素から招集派遣体制を整備。
- 警察施設等の災害対策
 - ▶ 津波に対する安全性に配慮するとともに、建築物の耐浪性の向上、非常用電源の設置場所や物資の備蓄方法の工夫等により、津波に対する対応力を強化。
- 交通管制施設及び交通管理体制の整備
 - ▶ 信号機、交通情報板等の交通管制施設について津波被害に対する安全性を確保。災害時における交通管理体制を整備。
- 災害用装備資機材の整備充実
 - ▶ 胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板等捜索用機材等の災害警備用装備資機材を整備充実。
- 教養訓練の実施等
 - ▶ 津波の想定浸水域、無線機等情報伝達機器の確実な運用等、津波災害に関する教養を実施。
- 被留置者への対応
 - ▶ 被留置者の避難や移送を的確に行うため、非常計画の見直し及び訓練を実施。

災害発生時の対策

- 津波警報・注意報等の伝達
 - ▶ 津波警報・注意報等が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、津波警報・注意報等を迅速かつ正確に沿岸住民等及び船舶等に伝達。
- 被災者の避難誘導等
 - ▶ 避難誘導や防災対応にあたる警察官の安全を確保しつつ、予想される津波到達時間も考慮し、必要に応じ警察官が避難勧告・指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を実施。
- 被災者の救出救助活動
 - ▶ 津波災害現場における被災者の救出救助に当たっては、警察用航空機（ヘリコプター）、災害救助犬及び各種装備資機材を活用。
- 身元確認等
 - ▶ 津波災害においては遺体の身元確認が困難となるケースが多いことを考慮し、死体見分の要員・場所等を確保。
 - ▶ 遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ確かな死体見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を実施。
- 行方不明者の相談活動等
 - ▶ 被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等を設置。
 - ▶ 避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進。
- 社会秩序の維持
 - ▶ 窃盗等の犯罪の発生や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を実施。
 - ▶ 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に実施。
 - ▶ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行い、社会的混乱を抑制。

2 広域的な部隊運用の拡充

(1) 警察災害派遣隊の新設

従来、警察では、災害発生直後の救出救助等の災害応急対策を想定した部隊編成・運用を行ってきた。しかし、本震災では、津波や原子力災害等に対応するため、長期間にわたり大規模な部隊派遣を行うこととなった。この経験を踏まえ、大規模災害発生時に全国から直ちに被災地へ派遣する即応部隊を拡充するとともに、災害の種類や規模を問わず、幅広く対応できる体制を構築するため、災害対応が長期化する場合に派遣する一般部隊を新たに設置し、両部隊から成る警察災害派遣隊を新設した。

(2) 警察災害派遣隊の編成・運用

① 即応部隊

これまで、大規模災害発生時には、即応部隊として、被災者の救出救助、緊急交通路の確保、検視、身元確認等を実施する広域緊急援助隊等（最大約6,400人体制）を被災地に派遣して対応してきた。今後は、検視、身元確認、遺族への対応等を行う上で体制強化の必要性が明らかとなった広域緊急援助隊（刑事部隊）を増員するとともに、個々の状況への柔軟な対応能力を確保するため、被災県警察の要望に応じて被災者の救出救助、行方不明者の捜索、警戒・警ら等の幅広い業務に従事する緊急災害警備隊を新たに設け、最大約1万人の即応部隊を編成する。

また、即応部隊は、災害発生直後からおおむね2週間の期間中に派遣され、3日から1週間という短い活動周期で被災者の救出救助、緊急交通路の確保、検視、身元確認等を行う。即応部隊は、被災県警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動することを原則とする。

② 一般部隊

大規模災害発生時から一定期間を経た後に、主として被災県警察の機能を補完・復旧するため、生活安全、刑事、交通、警備等の各分野について長期間の派遣を前提とした一般部隊を制度化する。一般部隊は、おおむね1週間以上の活動周期で行方不明者の捜索、警戒・警ら、交通整理・規制、相談対応、初動捜査等を行い、長期にわたり被災地の要望を踏まえた幅広い活動を実施する。

図-12 即応部隊の編成



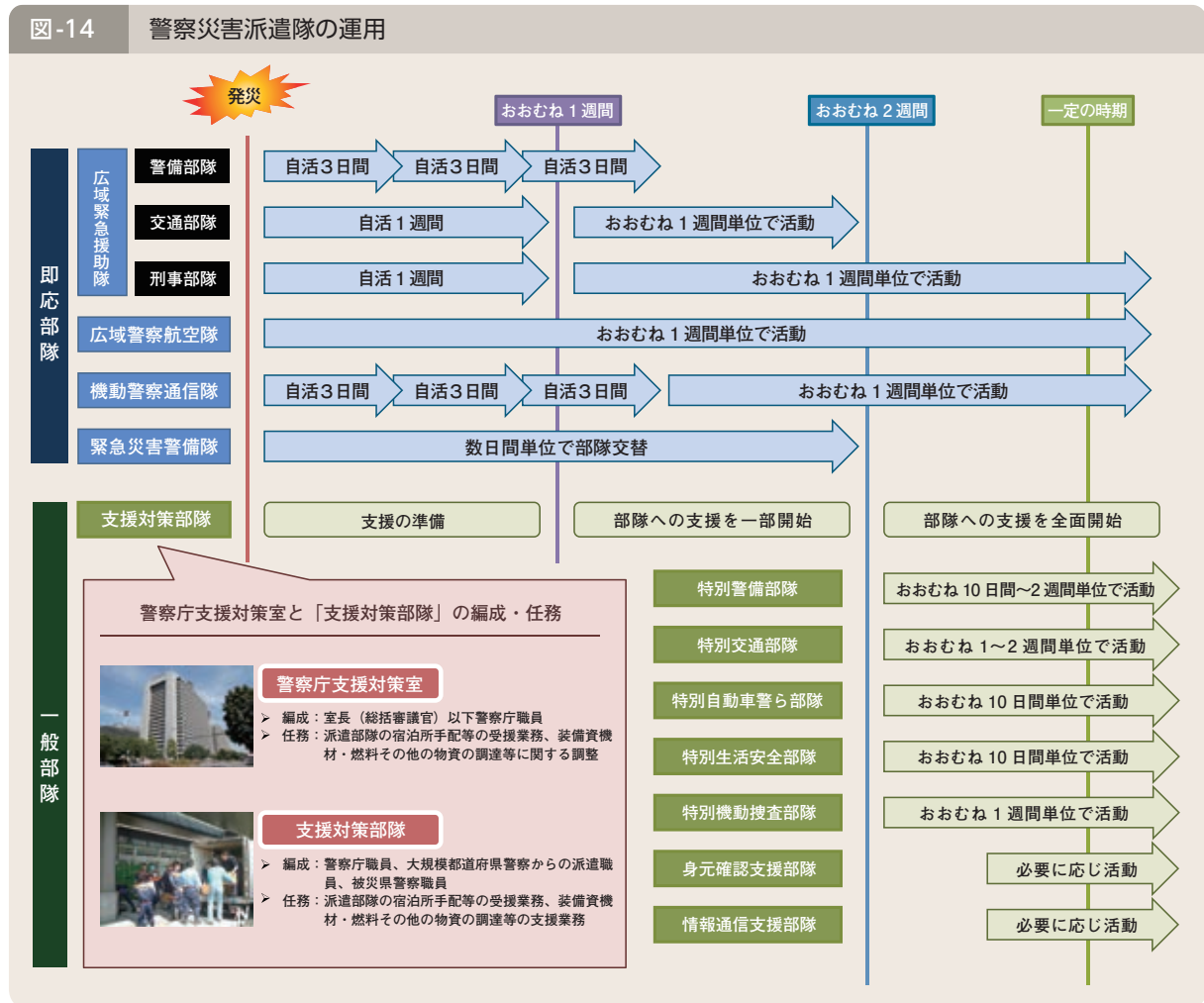
図-13 一般部隊の編成



③ 支援対策室と支援対策部隊

一般部隊は自活能力を有していないため、被災県警察では、部隊の受入れに係る膨大な業務を遂行しなければならない。しかし、被災県警察では、この受入れ業務を遂行する体制が不足することが本震災により明らかとなった。このため、大規模災害の発生直後から、派遣部隊に係る宿泊所の手配、装備資機材、燃料等の調達等の業務に関する調整を行う警察庁支援対策室を設置するとともに、その実動を担う部隊として、警察庁職員、大規模都道府県警察からの派遣職員及び被災県警察職員による支援対策部隊を編成する。警察庁支援対策室と支援対策部隊は、相互に連携して被災地における一般部隊の受入れ業務等に従事し、災害発生からおおむね2週間をめどに部隊等への支援活動を全面的に開始することとしている。

図-14 警察災害派遣隊の運用



3 津波災害対策等の強化

(1) 津波災害対策強化のための取組

本震災を踏まえ、都道府県警察等においては、災害警備訓練の実施、地方自治体等関係機関の取組への積極的な参画、地域住民等の防災意識の啓発活動、災害対策に関する協定の締結等を実施している。

① 災害警備訓練の実施

警察では、初動対応訓練、救出救助訓練等災害対応に係る各種訓練を実施して練度を高めるとともに、判明した課題の検討等を通じて、災害対応能力の更なる向上に努めている。

事例 1

Case

栃木県警察は、23年11月、自衛隊とともに災害共同対処実動訓練を行った。訓練では、大規模地震の発生とそれに伴う一部地区の孤立を想定し、情報の共有、共同対処時の任務分担や連携要領の確認を行い、災害発生時における救出救助の体制を確認した。



自衛隊との共同訓練

② 地方自治体等との合同訓練の実施

警察では、地域住民や地方自治体等関係機関との合同訓練の実施を通じて、避難場所や避難経路を周知するほか、災害時要援護者の避難方法の検討等を行い、警察による初動措置や関係機関との連携要領を検証するとともに、地域住民の防災意識の啓発を図り、地域ぐるみで災害対策の強化を推進している。

事例 2

Case

北海道警察は、23年11月、浦河沖を震源とする大規模な地震の発生を想定した避難訓練を実施した。19機関約360人が参加したこの訓練では、老人養護施設の入所者と職員をバスに乗車させ、パトカーの先導により高台に避難させる訓練を行うことなどにより、関係機関における情報伝達や災害時要援護者の搬送手段等に関する検証を行うなどした。



老人養護施設入所者の避難誘導訓練

事例 3

Case

北海道警察は、23年6月、市の生涯学習の場を活用し、気象庁、自治体、地域住民等と連携して、大規模地震による大津波発生を想定した災害図上訓練を実施した。同訓練では、函館市内の観光地において買い物中に大規模地震に遭遇したとの想定の下、地域住民約50人が災害発生時の行動を地図に書き込み、警察官と共に適切な避難の在り方を検討した。



避難の在り方を検討する災害図上訓練

③ 津波が発生した際の対応等の周知徹底

警察では、津波が発生した場合の対応等を地域住民に周知徹底するため、沿岸地域の世帯を個別に訪問したり、分かりやすい啓発映像を作成するなどの各種活動を行っている。

事例 4

Case

香川県警察は、23年10月から24年3月までの間、津波による浸水が予想される沿岸地域を中心に、防災意識の啓発と発災時の被害軽減を目的とした「沿岸地域防災減災対策訪問事業」を実施した。同事業は、香川県緊急雇用創出基金を活用したもので、警察から委託を受けた警備業者「防災減災アドバイザー」が、沿岸地域の世帯や福祉施設を個別に訪問し、地震や津波が発生した際の対応要領等の啓発活動を行った。



沿岸地域の世帯訪問

事例 5

Case

静岡県警察は、津波からの迅速な避難に関する啓発映像を制作し、地域の会合や防災訓練等の機会に活用している。

この啓発映像は、一般家庭の嫁姑2人を主役に、地震発生から津波避難ビルに避難するまでの過程をドラマ仕立てで説明するものであり、複数の避難場所や避難経路を把握しておくこと、照明具や携帯ラジオを常備しておくこと、徒歩で直ちに避難することなど、自主避難に関するポイントを分かりやすく解説している。



静岡県警察作成の啓発映像

④ 地方自治体等との連携強化

警察では、地方自治体等関係機関が開催する協議会の構成員として、津波浸水域の想定、住民に対する情報伝達の効率化、地域防災計画の改定等に関する検討に積極的に参画するとともに、津波災害対策に係る情報の共有を進め、緊密な連携を確保している。また、地方自治体や事業者等との間で、災害発生時における物資調達、施設利用、住民への情報伝達等に関する協定を締結することにより、相互の役割分担や連携要領を明確に定め、対策の強化を図っている。

事例 6

Case

神奈川県警察は、神奈川県の津波対策推進会議に参画し、避難ビルの指定、津波警報の伝達方法の統一化等に関する検討を進めている。また、沿岸・河岸を管轄する26の警察署では、23年8月、市町と連携して同会議において見直しを行っている津波浸水想定図の策定までの間の暫定的な措置として、独自の津波ハザードマップを市町と連携して作成し、津波対策の強化に努めている。



神奈川県鎌倉警察署策定のハザードマップ

事例 7
Case

岡山県倉敷警察署は、23年12月、緊急告知FMラジオの普及促進に取り組んでいる地元FM局との間で災害発生時の広報に関する協定を締結した。倉敷市周辺で大規模災害が発生した際には、警察は被害の実態や交通規制・避難誘導の状況に関する情報をFM局に連絡する一方、地元FM局は放送予定を変更してその情報を緊急に告知し、市民に対する迅速な情報提供を図ることとしている。



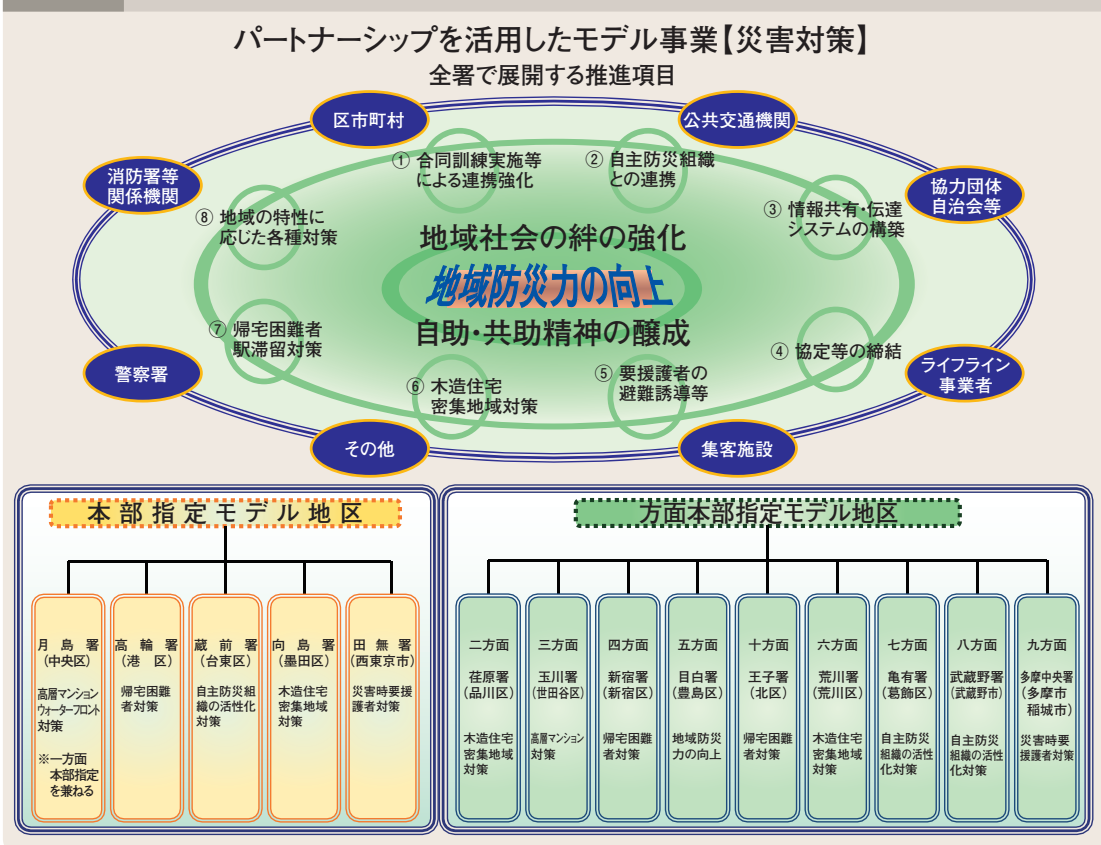
地元FM局との協定の締結

コラム 7 首都直下地震対策

警視庁では、本震災の対応を踏まえ、テロ対策を主眼として地方自治体や事業者等との間で構築してきた「地域版パートナーシップ」に災害対策の観点を新たに盛り込み、地域全体で首都直下地震対策の強化を図っている。

現在、帰宅困難者対策（高輪警察署）、自主防災組織の育成活性化対策（蔵前警察署）、木造住宅密集地域対策（向島警察署）、災害時要援護者対策（田無警察署）のように、モデル警察署を指定して地域の特性を踏まえた課題解決に向けた取組を推進しているところであり、このうち月島警察署では、高層マンション・ウォーターフロント対策として、津波発生時の一時避難場所（高層マンション等）の確保について、区の対策を支援するとともに、管理者等と連携し、高層マンション居住者等の地域住民が参加する避難誘導訓練を実施するなどしている。

図-15 「地域版パートナーシップ」を活用した災害対策



（2）検視、身元確認等に備えた取組

① 自治体との連携による検視等の場所の確保

本震災においては、特に津波により多くの建物が損壊したため、あらかじめ指定していた検視・遺体安置所のうち使用ができなくなったものが生じた。また、使用可能であった施設についても被災者の避難所として利用する必要が生じるなどしたため、発災後に、改めて検視・遺体安置所を確保する必要が生じた。こうしたことを踏まえ、警察では、自治体と連携して市区町村ごとに複数の施設を災害発生時の検視・遺体安置所として指定することでその確保を図り、発災直後から迅速に検視、身元確認等を実施できるようにすることとしている。

② 医師会等との連携の強化

収容される遺体の取扱いに当たっては、医師から死因等について専門的知見に基づく意見を、歯科医師から身元確認の有効な手掛かりとなる歯牙形状の記録を求める必要がある。そのため、警察では、各都道府県の医師会や歯科医師会等と、必要な情報交換等を行うための連絡会議や被害想定を踏まえた合同訓練を実施するなどして、相互の連携強化に努めている。

事例

Case

熊本県警察は、平成23年9月、多数の死者を伴う大規模災害等の発生に際し、関係機関等との緊密な連携により迅速・的確な活動を行うことができるよう、熊本県警察医会、熊本県歯科医師会を始めとする43機関・団体との合同により、遺体の搬送から検視、身元確認等に至るまでの実践的な訓練を実施した。



医師・歯科医師との合同訓練状況（遺体は模擬）

③ 身元確認のための資料の収集・確保

本震災においては、津波による建物の倒壊、浸水等により、行方不明者本人に直接関係する指紋、掌紋及びDNA型に係る資料や歯科診療記録等の資料が多数流失し、身元確認のための資料の収集が困難となった。そこで警察では、災害時に遺体の身元確認に資するこれらの資料を的確に収集するため、身元確認のための資料として何が必要になるのかといったことや資料収集の日時・場所について、避難を余儀なくされている行方不明者の家族等にも効果的に伝達することができるよう、収集すべき資料をあらかじめリスト化することや、資料収集の日時・場所等の周知方法の検討等を進めることとしている。

4 原子力災害対策の強化

(1) 体制の整備

本震災における福島第一原子力発電所の事故対応や政府の各種計画の改定を踏まえ、警察では、住民の避難誘導や交通規制等の活動に関する計画の抜本的な見直しを図るほか、原子力災害の発生時には、原子力事業者・規制官庁等と緊密に連携し、部隊を的確に運用して広域的な対応を行うことが求められる。

そこで警察庁では、平成24年4月、上記の観点から都道府県警察を指導するとともに関係機関等との連携を強化するため、警備局警備課に特殊警備対策官を新設し、対策の推進体制を整備した。また、都道府県警察においても、対策室の設置等の組織改編や増員を行うなどして体制を整備している。

(2) 装備資機材の整備

放射線は五感で感知できないことから、警察では、福島第一原子力発電所の事故への対応で有効性が認められた装備資機材の整備を順次進めている。

具体的には、積算線量を測定する個人被ばく線量計や放射線を浴びた粉じん等から身体を防護する放射性粉じん用防護服、放射線量率を検知するサーベイメータ、車体に放射線に対する防護機能を施した放射線防護車等の整備を進めている。

警察では、これらの装備資機材を活用することにより、自らの安全を確保しつつ実態把握を迅速に行うこととしている。また、放射線に関する基本的知識や対応要領に関する教養を継続的に実施するとともに、原子力災害発生時において、警察職員の個人被ばく線量を組織的に管理する体制や要領を検討している。



(3) 原子力災害を想定した検討や訓練の推進

原子力災害に対応するためには、まず、避難誘導や防犯対策が必要な施設、検問や交通規制を行うべき地点、派遣部隊の活動拠点等について実態を把握しておく必要がある。また、原子力災害における避難誘導は、多数の要援護者を長距離かつ一斉に搬送することとなるため、実施体制のほか、要援護者の人数や所在地、連絡方法、搬送手段、搬送先等について施設管理者、地方自治体等の関係者と検討を行うことが不可欠である。

警察では、原子力関連施設を管轄する道府県警察を中心として検討を進めるとともに、原子力災害を想定した実践的・広域的な訓練を地域住民、地方自治体等関係機関と合同で実施し、災害対応能力の向上に努めている。

事例 1

Case

23年11月、九州管区警察局、佐賀県警察及び長崎県警察は、九州電力玄海原子力発電所での原子力災害の発生を想定した約3万2,900人規模の原子力防災訓練に参加した。この訓練は、玄海原子力発電所から半径20キロメートル圏内の住民約1,200人を避難させる初めての広域避難訓練であり、警察は、離島の住民の避難誘導、交通規制、県警ヘリによる情報収集、危機管理センターへの映像配信を行うなどの訓練を実施した。



県警ヘリからの映像配信

事例 2

Case

24年2月、愛媛県警察は、四国電力伊方発電所の事故を想定した約9,500人規模の愛媛県原子力防災広域避難訓練に参加した。この訓練は、地震により原子炉の全交流電源が喪失し、炉心損傷及び原子炉格納容器からの放射性物質放出による影響が発電所周辺地域に及ぶおそれがあるとの想定の下で行われたものであり、警察は、広報車や警察用船舶による住民への広報、住民避難バスの誘導、発電所から20キロメートル圏内への車両流入規制、ヘリテレ映像の知事部局への配信等の訓練のほか、県警察では初めてとなる県警ヘリの護衛艦への着艦訓練を実施した。



護衛艦へ着艦する愛媛県警察ヘリコプター

23年10月、京都府警察は、複合災害（地震・津波・原子力）の発生を想定し、住民の避難誘導、被災者の救出救助要領等に関する図上・実動訓練を、消防、自衛隊、海上保安部及び地方自治体と共同で行った。この訓練では、大地震の発生による津波警報の発表及び原子力発電所における放射性物質の拡散を想定して相互の連携要領等を確認したほか、避難指示区域内に地震による負傷者が取り残された事態を想定した負傷者の救助・搬送訓練を行った。

事例 3

Case



図上訓練における検討



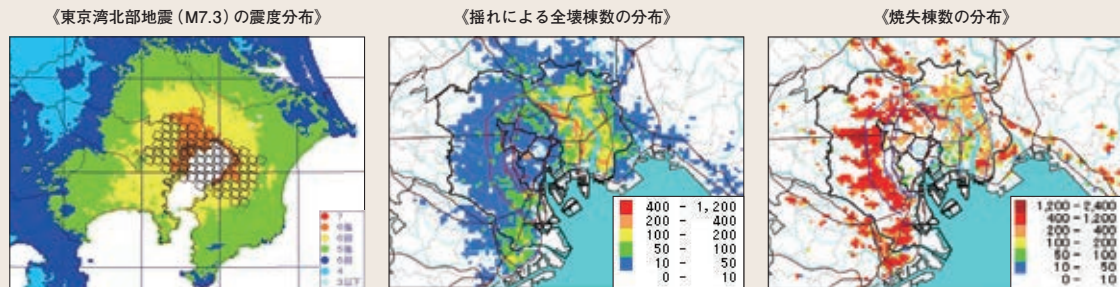
自衛隊員との連携

5 大規模災害発生時における交通規制

(1) 首都直下地震（東京湾北部地震）発生時の交通規制

文部科学省地震調査研究推進本部によると、首都直下地震が30年以内に発生する確率は70%程度とされており（平成24年1月公表）、政府の中央防災会議では、首都直下地震が発生した場合には都心部を中心に甚大な被害が発生することが想定されている（16年12月、17年2月公表）。

図-16 首都直下地震の被害想定

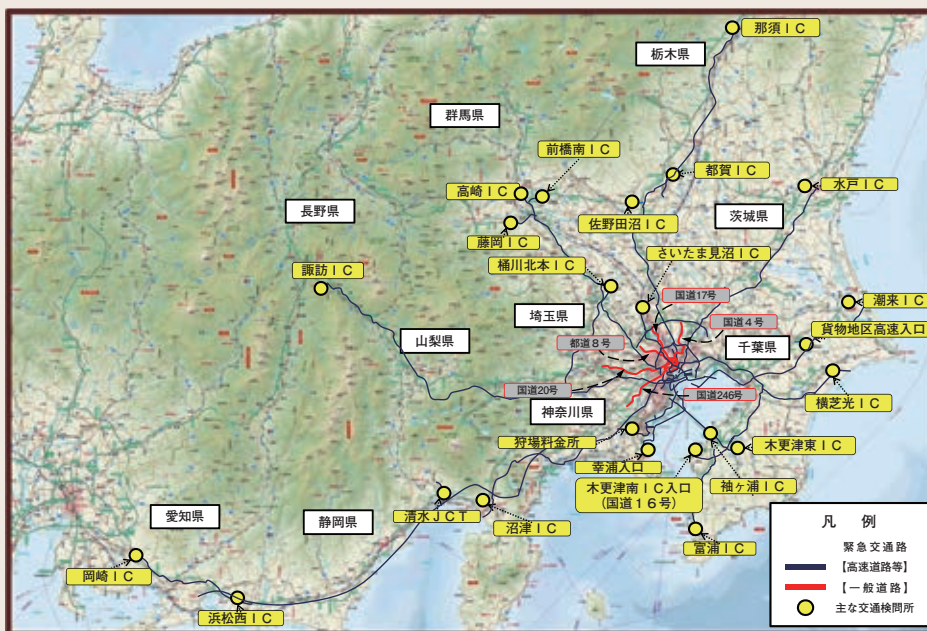


出典：中央防災会議（平成16年12月、17年2月公表）

警察庁では、24年3月、首都直下地震発生後速やかに警察、消防、自衛隊等の部隊を派遣したり、水、毛布、食料等の物資を被災地域に輸送することができるよう、関係都県警察と共に広域交通規制計画原案を策定した。

この案においては、地震発生直後から都心部への車両の流入を禁止するほか、緊急交通路の指定予定路線から一般車両を排除し、道路の安全性を確認した後に、緊急交通路として指定することとしている。

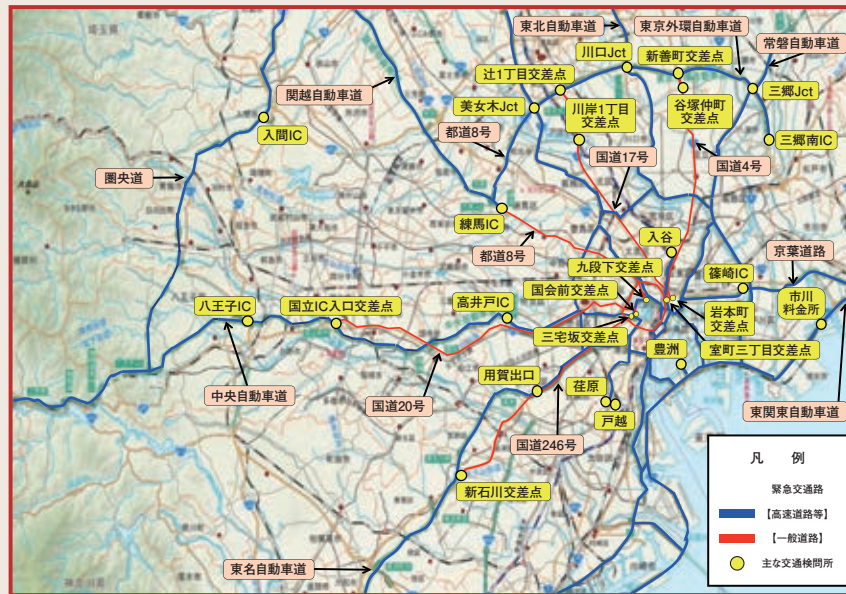
図-17 広域交通規制計画原案に基づく緊急交通路の指定予定路線（全体）



地図使用承認 ©昭文社第54G019号

注：実際の災害時に緊急交通路に指定する路線については、災害の規模や状況に応じて変更し得る。

図-18 広域交通規制計画原案に基づく緊急交通路の指定予定路線（都心）



地図使用承認 ©昭文社第54G019号

注：実際の災害時に緊急交通路に指定する路線については、災害の規模や状況に応じて変更し得る。

① 緊急交通路の指定予定路線

「幅員が広い主要道路であること」、「被災により通行が困難になるおそれがある区域内の道路を避けること」及び「通過交通の排除等実効性が担保できること」を条件に、

- ・ 高速道路等
- ・ 高速道路等が通行不能となった場合の代替路線
- ・ 主要幹線道路（上記の高速道路等と接続する路線）
- ・ 都心部へ流入する幹線道路で、並行する一般道路をう回路として確保できるもの
- ・ 中央防災会議で定められた緊急輸送ルート
- ・ 部隊の進出拠点、物資の集積拠点と高速道路等を結ぶ幹線道路

等から路線を選定した。

② 緊急点検箇所

緊急交通路の指定予定路線において、橋梁、橋のジョイント部、上方に高架が設置されている箇所、沿線に高層ビルが建ち並んでいる箇所等のうち、橋の段差、建物の崩落等が発生すれば通行不能となることが見込まれるために発災後緊急に点検を行う必要性の高い箇所を選定した。

③ 交通検問所

緊急交通路の指定予定路線において、緊急通行車両等以外の車両の通行を阻止する必要がある箇所を選定した。

警察、消防、自衛隊等の活動拠点、主要な港や空港の直近に位置する高速道路等のインターチェンジ（IC）等、緊急通行車両等の通行が多く見込まれるICについては、緊急通行車両等以外の車両の通行を阻止しつつ、可能な限り緊急通行車両確認標章を交付することとした。



交通検問所

今後は、関係方面の意見やこの案に係る訓練の過程で得られた経験等を基に、緊急交通路の指定予定路線等を適宜見直すこととしている。

(2) 大規模災害に伴う交通規制実施要領の作成

警察では、本震災における対応を踏まえ、そのノウハウ・知見をマニュアル化するとともに、効率化・改善方策も盛り込んだ「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を策定し、大規模災害発生時の交通対策に万全を期することとした。その基本的な考え方及び通行を認める車両の取扱いについては、次のとおりである。

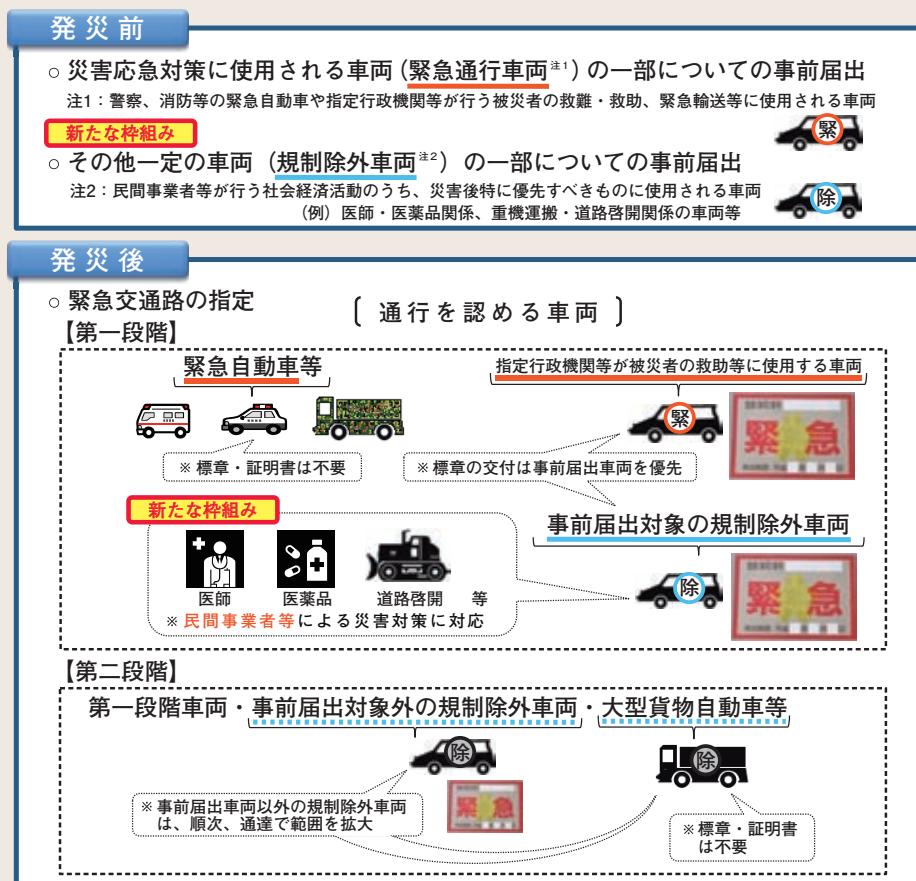
① 交通規制の基本的考え方

- ・ 大規模災害発生直後は人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先（第一段階）
- ・ 緊急交通路として規制する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小
- ・ 通行を認める車両の範囲も、交通の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ順次拡大（第二段階）

② 通行を認める民間車両の取扱い

- ・ 緊急通行車両以外で緊急交通路の通行を認める民間事業者の車両について、新たに、本震災の事例も踏まえて例示（医師・医薬品関係車両、重機運搬・道路啓開（道路における障害物の除去）関係車両、燃料輸送関係車両、食料品等輸送大型車等）
- ・ そのうち、医療、重機運搬、道路啓開等に関する車両について、緊急通行車両同様の事前届出を導入

図-19 今後の大規模災害発生時の交通規制



通行を認める車両の取扱い等については、関係方面の意見等を基に適宜見直すこととしている。

6 業務継続性の確保

地震、津波、原子力災害等の大規模災害発生時においては、警察職員の被災や警察施設の損傷が避けられない。警察では、本震災における反省・教訓を踏まえ、従来の想定以上に被害が甚大である事態においても、災害応急対策業務を行いつつ、治安の確保に必要な警察活動を継続できるよう、業務継続性の確保に係る取組を推進している。

(1) 警察庁における取組

首都地域には、政治、行政、経済の中核機能が集積しており、他の地域と比較して人口や建築物の密集度が高いことから、首都直下地震が発生した場合、人的・物的被害は甚大になると想定されている。

こうした情勢を踏まえ、警察庁では、平成24年5月、「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」を改正するとともに、災害発生時における情報伝達・非常参集の迅速化、非常時優先業務の再選定や備蓄物資の拡充等による業務継続体制の見直し、警察庁の庁舎が機能を喪失した際のバックアップ拠点の多重化等に係る取組を推進している。

また、都道府県警察に対し、大規模災害に対応するための業務継続計画の策定に関するガイドラインを発出するなど、業務継続性の確保に係る指導を行っている。

図-20 警察庁における業務継続性の確保に係る取組



(2) 都道府県警察における取組

大規模災害発生時、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索、検視・身元確認、緊急交通路の確保、被災者支援、被災地におけるパトロール、犯罪取締り等を滞りなく実施するため、都道府県警察において、知事部局等の関係機関と連携しながら、業務継続計画の策定やバックアップ拠点の整備等、業務継続性の確保に係る取組を推進している。

また、大規模災害発生時において迅速・的確な初動措置等が講じられるよう、平素より図上訓練や実動訓練を実施することで対処能力の向上に努めている。

事例 1

Case

神奈川県警察では、23年11月、大規模な地震によって神奈川県全域に甚大な被害が発生したとの想定の下、大震災初動対応訓練を実施した。同訓練では、職員全員の参集訓練を実施したほか、警察本部が被災した場合の代替施設である「神奈川県警察総合研修センター」に指定職員を参集させるとともに、警察本部から代替施設要員を派遣し、同施設の立ち上げ訓練を実施するなどした。



代替施設の設置訓練

事例 2

Case

北海道警察では、23年7月、夜間に発生した大規模地震によって釧路市内全域が停電し、非常用電源も使用できなくなったとの想定の下、指定職員の参集訓練を実施したほか、非常用発電機の搬送、通信機器の設置等を含めた災害警備本部の設置訓練を実施した。



災害警備本部設置訓練

事例 3

Case

秋田県警察では、23年12月、津波の被害が予想される沿岸警察署の代替施設を確保するため、海岸に近接する警察署と県立大学や自治体等との間で施設使用に係る協定を締結した。



協定の調印式

7 おわりに

我が国は、地震を始め、大雨、台風、強風、高潮等の様々な災害の危険に絶えずさらされており、毎年のように多くの被害が生じている。

警察では、常日頃から災害に備えた訓練等を行っており、一たび災害が発生すれば、迅速に部隊を展開するなどして、できる限りの対応を行ってきた。そして、過去の災害の経験や教訓を踏まえ、少しでも災害による被害を減らし、国民に貢献することができる警察を目指して、不断の努力を行っている。例えば、本震災で迅速に被災地へ展開し、救出救助活動等を行った広域緊急援助隊は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災における教訓を踏まえ、大規模災害発生時において、迅速・的確な災害警備活動を行うために、都道府県を越えて広域的に即応することを目的として発足した。さらに、16年に発生した新潟県中越地震を契機に、極めて高度な救出救助能力を有する特別救助班（P-REX）を設置するなど、災害対応力の向上を図ってきた。

本震災は、正に未曾有の大災害である。多くの方々が犠牲となり、甚大な被害が生じている。警察は、発災当初から全国警察一体となって総力を挙げて対応に当たり、多くの被災者を救助し、国民の期待に応えてきたが、他方で、対応について多くの反省や教訓を得た。

これらの反省や教訓を今後の災害対策に確実に反映させ、今後予想される様々な災害に備えていかなければならない。

警察活動の最前線 被災県警察の声



風びかぼ 雨びかぼ

信頼に応えるために

岩手県宮古警察署地域課田老駐在所

木村 貴仁 警部補

「おめえの制服姿を見ると安心するな」

私が仮設住宅や一般住宅を巡回連絡したときに多くの方から頂く言葉です。

私は、東日本大震災発生後の昨年6月から田老駐在所勤務となりました。田老地区は、高さ10メートル、総延長約2.5キロメートルのエクス型の大防潮堤に守られていたものの、大津波や火災により壊滅的な被害を受け、駐在所も建物ごと流失しました。

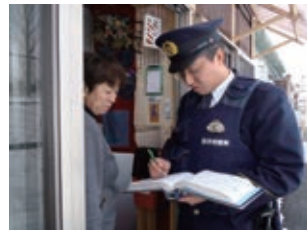
赴任当時の引継ぎは、パトカー1台と簿冊3冊のみで、警察活動の拠点は役場の一室という状況であり、「やるべきことが山ほどあるぞ」と気を引き締めたことを覚えています。

それから1年以上が経過し、私が実感していることは「警察官を信頼していただくことの重さ」です。

住民は更なる災害や、被災地を狙った犯罪に不安を抱えており、その心情を話してくれます。その不安の解消は警察官の使命であり、私が巡回連絡やパトロールを実施し、住民の方と身近に接することにより、住民の方が「安心」を感じてもらえるのであれば、これほど嬉しいことはありません。

現在、当署は全国警察から特別出向者の力強い応援を得て、住民の安全・安心を守るため昼夜を問わず活動しています。

私もその一員として、全力を尽くす覚悟です。



みやぎくん

踏ん張る警察官の意地

宮城県河北警察署地域課神取駐在所

川村 頼宗 巡査部長

東日本大震災の発生当初、私の任務は、小学生が多数犠牲になった大川地区での御遺体収容と検視場所までの搬送でした。現場に到着すると、道路脇の舗道上にブルーシートが広げられており、その上に十数体の御遺体が横たわっていました。

泣きすぎる御家族から御遺体を引き離して検視場所まで搬送する任務はとても辛く、小学生の子供を持つ私も御遺族と同じ心境に陥り胸は張り裂けそうで、どうしようもなく涙が止まりませんでした。このような勤務が続く御遺体収容・搬送の任務から抜きたいと弱気になっていました。

しかし、この被災現場で黙々と捜索する一人の若い警察官がいました。彼はこの被災現場で、奥さんと長男（2歳7か月）と長女（7か月）の3人が行方不明だったのです。彼は、黙々と、普通の人力では持ち上げられないようながれきを動かしていました。私は、彼が何も言わずに捜索活動を続けている姿を見て、自分がこの現場から逃げ出すことなどできなかったのです。彼の気持ち、そして御遺族の気持ちを考えると、任務に従事しながら私の涙は止まりませんでした。

被災地では、警察官自身も被災者であり、悲惨な状況から目を背けたくなくなるときもあります。それでも私たちは、それぞれの思いを口には出さず心に仕舞い込み、この捜索現場を警察官の意地で踏ん張っているのです。



福ぼうしくん 福ぼうしさん

身元確認システムの構築

福島県警察本部刑事部科学捜査研究所

吾妻 和博 科長

私は普段、技術職員として犯罪者の足跡の鑑定等を行っていますが、震災発生直後は災害警備本部で検視等に従事する警察官の後方支援に当たりました。

そこで収容した数多くの御遺体の情報を目にしたのですが、これらの情報は震災の混乱や、御遺体のあまりの多さのために遅々として整理が進まないばかりか、同じ御遺体の情報でも服装、歯形、DNA型等に細分化され、身元確認を効率良く行うのが難しい状況にありました。御遺体は時間が経過すればするほど傷んでしまいます。「一刻も早く御家族の元へ」私はその思いを強くしました。

そこで、私は県内で発見された御遺体の身体特徴や服装等の情報、DNA型等を一元的に管理できるシステムを構築しました。その上で、御家族等からの情報も集約し、これらを照合することで御遺体の情報を多面的に確認できるようにしたのです。「どうすれば早く確実に身元を確認できるか」システムの運用が始まってからもあれこれ考え続け、半年以上改良を重ねたかもあり、少しずつ身元確認が効率的になっただけでなく、その精度も格段に高くなりました。

このシステムは、御遺体の検視活動や行方不明者の情報収集等に携わった全国警察の皆さんの御協力のたまものです。最後のお一人を御家族の元へお返しする日まで、私も全力を尽くしていきたいと思えます。



警察活動の最前線



エスピーくん

大津波から県民を守るために

前 静岡県警察本部警備部災害対策課津波対策官（現 下田警察署副署長）

渡辺 吉見 警視

「地震だ 津波だ すぐ避難!」「少しでも早く、少しでも高く」東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に、東海地震に伴う大津波に備えた対策を強化するため、平成23年8月、全国に先駆けて災害対策課に私以下3人の「津波対策係」が設置されました。

東海地震に伴って発生する津波は地震発生後5分程度で沿岸に到達すると予想されていることから、住民の迅速な避難を重要課題とし、県警察内に「津波対策検討会議」を立ち上げて避難誘導方法等について検討を重ね、平素から取り組むべき事前対策と、津波発生時に取り組むべき応急対策を取りまとめました。

津波による被害を最小限に食い止めるためには、平素からの管内の実態把握や住民への啓発活動によって、地域住民の迅速な避難を可能にすることが重要です。また、23年11月に行った津波対策訓練等を通して、地域住民が主体となった実践的な訓練を繰り返して行うことも必要であると痛感しました。

東海地震はいつ発生してもおかしくありません。津波対策は県民の命に関わる重要な任務であると心に刻み、今後もこれを万全なものとしていきたいと思っています。



リュウビー君 リュウミーちゃん

原子力災害に備えて

福井県警察本部警備部警備課長

末永 勝 警視

福井県は全国で最も多くの原子力発電所が集中立地し、廃炉作業中の原子炉を含めれば15基に及ぶことから、原発警備や原子力災害発生時の対応は、福井県警察にとって最重要課題の一つです。

本年3月に、敦賀原発のシビアアクシデントを想定した県原子力防災訓練があり、私も当時、前職（原子力関連施設警戒隊長）の立場で訓練に加わりましたが、これまで参加してきたどの原子力防災訓練よりも各機関の真剣味が伝わり、原発事故を現実のものとして、できる限り実のある訓練にしたいという意気込みが感じられました。

現在、全国の警察が災害に係る危機管理体制の再構築に全力を挙げて取り組んでいる中、多くの原発を抱える福井県警察としては、住民の避難誘導や警戒区域の立入制限措置等を定めた「原子力災害警備計画」の改正をとりわけ重視しています。

改正作業は、私が課長を務める警備課が中心となって進めていますが、UPZ（原子力災害時に緊急防護措置を準備する区域）という考え方が新たに提起されるなど、その作業は複雑かつ膨大です。私はその責任者として、住民の救出・救助や避難誘導をいかにして迅速かつ的確に行うかなどについて、しっかりと検証しながら、知事部局等と連携して、県民の安全を第一に実効性のある警備計画に仕上げたいと思っています。



注：掲載されているキャラクターは、都道府県警察のマスコットキャラクターです。